

# 投資事業有限責任組合契約に関する法律

## 【逐条解説】

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 編  
(平成17年6月1日改訂)

～目次～

○法律の名称の変更 .....	1
○第一章 総則 .....	5
・第1条 .....	5
・第2条 .....	6
・第3条 .....	8
第1項 .....	8
第1号、第2号 .....	10
第3号 .....	12
第4号、第5号 .....	15
第6号 .....	20
第7号 .....	22
第8号 .....	23
第9号 .....	24
第10号 .....	26
第11号 .....	29
第12号 .....	31
産業活力再生特別措置法の特例について .....	33
第2項 .....	34
第3項 .....	37
・第4条 .....	38
・第5条 .....	41
○第二章 組合員の権利及び義務 .....	44
・第6条 .....	44
・第7条 .....	46
・第8条 .....	49
・第9条 .....	60
・第10条 .....	64
○第三章 組合員の脱退 .....	67
・第11条 .....	67
・第12条 .....	68
○第四章 組合の解散及び清算 .....	70
・第13条 .....	70
・第14条 .....	73

・ 第 15 条 .....	74
○第五章 民法の準用 .....	75
・ 第 16 条 .....	75
○第六章 登記 .....	84
・ 第 17 条 .....	84
・ 第 18 条 .....	87
・ 第 19 条 .....	88
・ 第 20 条 .....	89
・ 第 21 条 .....	91
・ 第 22 条 .....	93
・ 第 23 条 .....	94
・ 第 24 条 .....	96
・ 第 25 条 .....	97
・ 第 26 条 .....	98
・ 第 27 条 .....	99
・ 第 28 条 .....	100
・ 第 29 条 .....	101
・ 第 30 条 .....	102
・ 第 31 条 .....	104
・ 第 32 条 .....	105
・ 第 33 条 .....	106
○第七章 罰則 .....	114
・ 第 34 条 .....	114
・ 第 35 条 .....	115
○証券取引法上の投資家保護ルールについて .....	116
○証券取引法等の一部を改正する法律 附則 .....	122
○関連法令について .....	137

## はじめに

我が国における投資事業組合（組合員たる投資家から資金を集め、出資先企業に対し、主として出資の形で資金を供給する組合）は、1980年代前半ごろから、ベンチャー・ファンドを皮切りに組成され始めたが、当時は、民法組合が主として活用されていた。

しかしながら、民法組合で投資事業組合を組成した場合、投資家は無限責任を負うこととなるため、十分資金を集めることができないという限界があり、特に、ベンチャー振興の観点から、いわゆるベンチャー・ファンドのために、有限責任制の組合制度の設立を求める声が強くなっていた。そこで、平成10年に「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」（中小有責法）が制定され、中小未公開企業に投資する投資事業組合の投資家については、出資額までしか責任を負わない（有限責任制）よう民法の特則が設けられた。

中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象は、その後、順次拡充され、平成14年に有限会社や匿名組合が、平成15年には、産業活力再生特別措置法の認定企業など一定の要件を満たす事業再生企業が追加された。

しかしながら、近年、投資事業有限責任組合の活動範囲はさらに広がりを見せている。例えば、

- ① 経営再建を目指す流通業などに典型的に見られるが、株式上場を維持しながら事業再生を行う場合、当該企業の公開株式を取得して経営再建を主導する類型（上場維持型事業再生）
- ② 経営再建を目指す企業の債権を銀行などから買い取り、デット・エクイティ・スワップ（DES（債務の株式化））を行い経営権を取得して経営再建を主導する類型（DES先行型事業再生）
- ③ 主として中小企業再生を目的として、その債権を取得し、主要債権者として経営再建を主導する類型（債権取得型中小企業再生）
- ④ 出資先企業に対するメザニン融資やDIP融資なども併せて行う類型（出融資融合型）

といった、ファンド主導の多様な事業再生パターンやベンチャー企業支援のパターンが出現している。

こうした場合、ファンドの事業内容は、公開、未公開や規模の大小に関わらない広く企業の株式一般への投資になり、また、債権取得や融資機能まで拡大することになる。ところが、中小有責法のもとで組成された中小企業等

投資事業有限責任組合は、こうした要請に応えることはできず、我が国の多くのファンドは、わざわざ手間暇かけて海外（ケイマン諸島等）の法律に基づきファンドを組成することを余儀なくされていた。

こうした状況を改善するため、平成 16 年 4 月 30 日付で「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を改正し、原則中小未公開企業に限られていた出資先の制限について、中小未公開企業だけでなく大企業や公開企業への出資のほか、金銭債権の取得や融資等を行うことも可能とした。これに伴い、法律の名称も「投資事業有限責任組合契約に関する法律」へと衣替えした。

他方で、投資事業有限責任組合による投資対象が拡大し、本組合が一般の投資家にも親しみのある上場企業の株式等への投資を行うようになると、流動性の低い中小未公開企業の株式等のみを対象としていた中小有責法に比して、投資に関する専門的知識を有しない一般の投資家が本組合への投資に勧誘されやすくなることが想定される。そのため、上場株式等の有価証券と同様に、本組合の出資持分についても一定の投資家保護ルールを設けることが要請される。

そこで、平成 16 年 6 月 2 日付で成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 97 号）（平成 16 年証取法一部改正法）によって、本組合の出資持分を証券取引法上のみなし有価証券とすることで、証券取引法における投資家保護ルールを導入するとともに、その施行までの期間については、本法において暫定的な投資家保護ルールが設けられた。

その後、本組合に関する上記の証券取引法等の改正が平成 16 年 12 月 1 日付で施行された。これに伴い本法における暫定的な投資家保護ルールも撤廃され、一連の改正作業は全て完了した。

## 中小有責法に基づき組成された中小企業等投資事業有限責任組合契約の取扱い

中小有責法に基づき組成された中小企業等投資事業有限責任組合については、平成 16 年 4 月 30 日付の改正後は当然に改正後の本法に基づき組成されたものとして取り扱うこととし、「中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿」に登録された事項は、改正後の「投資事業有限責任組合契約登記簿」に登録されたものとみなすこととした（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 44 号）附則第 2 条）。したがって、中小有責法に基づき登記された投資事業有限責任組合については、既に締結した投資事業有限責任組合契約の範囲内で活動を行っている限り、改正に伴い新たに登記等の手続を採る必要はない。

また、中小有責法に基づき登記された中小企業等投資事業有限責任組合が、改正により拡充された事業（公開株式の取得等）を行う場合には、いったん既存の投資事業有限責任組合を解散した上で新たに改正後の本法に基づく投資事業有限責任組合を組成する手続を経なくても、組合契約につき所要の変更を行えば足りる。ただし、こうした組合契約の変更を行った場合には変更登記手続を要する（第 3 条第 2 項、第 17 条、第 20 条）。

## 民法組合からの投資事業有限責任組合への移行

従来民法組合として存続してきた投資事業組合について、組合員、出資金、出資先企業などをそのまま引き継ぎながら、本法の投資事業有限責任組合へと衣替えを行おうとするケースが見受けられる。

この場合、民法組合と投資事業有限責任組合は異なる法律を根拠法としていることから、いったん民法組合を解散し、新たに本法に基づく投資事業有限責任組合契約を締結しなければならない。具体的には、全組合員の合意を得て新たに投資事業有限責任組合契約書の作成手続を行い、組合契約の効力が発生した後、第 17 条の登記をする必要がある。

ただし、新たに本法に基づく組合契約を結ぶにあたって要する組合員の出資については、民法組合の財産を清算して各組合員に返還し、改めて投資事業有限責任組合に出資させるという迂遠な手続を経るには及ばない。すなわち、民法組合が保有していた金銭その他の財産は、全組合員による共有財産であるから、第 6 条第 2 項に基づき全組合員が共同で投資事業有限責任組合にそのまま出資することにより、投資事業有限責任組合に引き継ぐことができる。ただし、民法組合として取得していた財産のうち、事業目的の範囲外として投資事業有

限責任組合が取得することが本法で認められていないものについては、投資事業有限責任組合に引き継ぐことはできない。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業者に対する投資事業を行うための組合契約であって、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

### 【解説】

中小有責法は、ベンチャー振興の観点から、中小ベンチャー企業への投資促進のために民法組合の特例を定めたものであり、法律上の目的も「円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等の促進」としていた。

平成16年4月30日付の改正後においては、投資事業有限責任組合の事業範囲を中小ベンチャー企業のみならず大企業や公開企業にまで拡充するとともに、融資や金銭債権の取得も可能とすることで、広く事業者全般への産業金融機能を強化することを目的とした。

そこで、同改正後における法律上の目的は「事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資すること」に改めた。



(定義)

第二条 この法律において「事業者」とは、法人（外国法人を除く。）及び事業を行う個人をいう。

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

## 【解説】

### 第1項(事業者の定義)

中小有責法においては、投資事業有限責任組合の投資対象を中小企業等に限っていたが、事業拡大・事業再編等の局面における幅広い企業に対する資金供給の必要性の高まりに対応するため、平成16年4月30日付の改正によって、投資対象を中小企業等のみならず広く公開企業や大企業を含む事業者一般に拡大している。

「**事業者**」の具体的定義は、以下のとおりである。

- ① 「法人（外国法人を除く。）」
- ② 「事業を行う個人」

これは、何ら事業を行っていない一般個人への資金供給は、本法の対象としないとの考え方に基づいている。

「**事業**」とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいい、小売業や卸売業のほか、医師、弁護士等の自由業もこれに含まれる。

### 第2項(投資事業有限責任組合の定義)

投資事業有限責任組合の基本的要件として、第3条第1項の投資事業有限責任組合契約によって成立すること、無限責任組合員及び有限責任組合員からなることが定義されている。

本項をうけて、投資事業有限責任組合において無限責任組合員又は有限責任組合員が欠けた場合には、解散の登記前であってかつ組合員が欠けてから2週間以内に補充された場合を除き、本組合は法律上当然に解散するものとされている（第13条第2号）。

(投資事業有限責任組合契約)

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であって同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

十 前各号の事業に付随する事業であって、政令で定めるもの

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

2 組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）には、次の事項を記載し、

各組合員はこれに署名し、又は記名押印をしなければならない。

一 組合の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の指名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合との別

五 出資一口の金額

六 組合契約の効力が発生する年月日

七 組合の存続期間

3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。

## 【解説】

### 第 1 項(投資事業有限責任組合契約の成立)

(投資事業有限責任組合契約)

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

本項は、投資事業有限責任組合契約が、民法上の組合契約と同様、出資を行う各当事者による意思の合致により成立する諾成契約であることを示すとともに、合意の前提となる投資事業有限責任組合が行うことができる事業の範囲について定める。

第 1 号から第 7 号までは投資等資金の供給に関する事業、第 8 号はコンサルティング事業、第 9 号は他の投資組合向けの出資、第 10 号は第 1 号から第 9 号までの事業に付随する事業、第 11 号は外国法人への投資、第 12 号は余裕金の運用について定めている。

この事業範囲に沿っている限り、本組合はベンチャー・ファンド、マネジメント・バイアウト・ファンド、その他様々なファンド形態として利用可能である。

注) 参照条文

無限責任組合員が本項に定める事業範囲を超えた行為を行った場合の法律効果については第 7 条第 4 項参照。

**「各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。」**

投資事業有限責任組合契約の本質は、

- ① 各組合員が出資を行うこと（第6条参照）
- ② 本項各号に掲げる範囲内で共同の事業を行うことを約すること

であることを示す。

本法の投資事業有限責任組合契約はいわゆる諾成契約であるため、契約の効力は当事者の合意により発生する。

このため、登記前であっても、組合員間では当該契約は有効であり、法律関係は本法に基づき処理される。ただし、登記を行わないまま組合が取引を行った場合、各組合員は自らが有限責任組合員であること等の登記事項を、これらの事項につき善意の相手方には対抗できない（第4条第1項参照）。また、登記事項に変更を生じたときは、法律で定める期間内（原則2週間以内）に変更の登記をしなければ、無限責任組合員又は清算人は登記懈怠により100万円以下の過料に処せられる（第34条第1号参照）。

### **投資事業有限責任組合と投資顧問業法の関係について**

投資事業有限責任組合は、法律上、組合員の共有に属する組合財産を、組合員の共同の事業として運用する組合であると規定されている（第3条）。また、無限責任組合員も必ず一口以上の出資を行うこととされており（第6条第1項）、投資判断についても無限責任組合員と有限責任組合員が共同で行うのが一般的である。したがって、こうした場合には、無限責任組合員の行為は、投資顧問業法が規制する「他人から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うこと」の営業（投資一任業務）には該当しないと解される。

他方、投資一任業務を行う場合は、当該無限責任組合員は投資顧問業法の規制に服すべきものと考えられる。

## 第1号、第2号(株式等の取得及び保有)

- 一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
- 二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

### 【改正のポイント】

一連の改正により、投資対象を中小企業等に限定する制限を撤廃し、大企業の株式等の取得を可能にした。

### 【本号の解説】

#### 第1号(設立に際して発行される株式等の取得及び保有)

投資事業有限責任組合は、株式会社の設立に際して発行される株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有を事業として行うことができる。

「**株式の取得**」とは、会社が設立時に発行する株式を引き受けることに加え、当該株式を他の株主から買い取る行為等を含む。投資事業有限責任組合が出資先企業を成長させる方法としては、企業資本を直接増加させる株式の引受けの他にも、他の株主から株式を買い取った後に経営指導等を行ってその成長発展を支援する場合も想定されるためである。

「**保有**」とは、継続的に自己の支配下に置いている状態一般を指す。したがって、取得後の株式の譲渡（ベンチャー・ファンドのように企業の株式公開後に当該株式を市場で売却すること、出資先企業が株式公開をする見込みがない場合に当該株式を第三者等に売却すること、マネジメント・バイアウト・ファンドのように出資先企業の株式を経営者等に売却することなど）や、株主総会における議決権の行使、配当金の受領等は当然に「保有」に含まれる。

「**持分の取得**」とは、株式の取得と同様、有限会社又は企業組合の設立時における出資の引受により持分を取得することに加え、当該持分を他の社員から

買い取る行為等を含む。また、「持分の保有」とは、株式の保有同様、継続的に自己の支配下においている状態一般をいう。

## 第 2 号(設立後に発行する株式等の取得及び保有)

投資事業有限責任組合は、設立後の株式会社が発行する株式若しくは新株予約権又は設立後の有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有を事業として行うことができる。

「**株式若しくは新株予約権の取得**」とは、株式会社が発行した株式又は新株予約権の引受け及び買取り等を指す。

「**株式若しくは新株予約権の保有**」についても第 1 号と同様、自己の支配下に置いている状態一般を指し、取得後の株式等の譲渡や配当金の受領、新株予約権の行使等を含む概念である。

なお、平成 16 年 4 月 30 日付の改正においては、「新株予約権付社債等」として、①商法第 341 条ノ 2 第 1 項に規定する新株予約権付社債、及び②新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てた社債を取得及び保有の対象として規定していたが、これらについては、平成 16 年 12 月 1 日付の改正に伴い、それぞれ第 3 号に規定する指定有価証券の「社債券」に含まれるものとして整理された。したがって、平成 16 年 12 月 1 日付の改正後においても、新株予約権付社債等は第 3 号に基づき引き続き取得・保有することが可能である。

第 1 号と第 2 号において、株式等につき設立に際して発行されるものと設立後に発行されるものを区別している理由は、株式会社等の法人は登記が設立要件となっている一方で、設立登記は株式等の発行後に行われるため、設立に際して発行される株式等は株式会社等の設立前に発行されることとなり、厳密には株式会社等が発行するものとはいえないためである。

### 第3号(指定有価証券の取得及び保有)

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

(指定有価証券)

第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる債券
- 二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる特定社債券
- 三 証券取引法第二条第一項第四号に掲げる社債券
- 四 証券取引法第二条第一項第五号に掲げる出資証券
- 五 証券取引法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
- 六 証券取引法第二条第一項第五号の三に掲げる優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 七 証券取引法第二条第一項第七号に掲げる受益証券
- 八 証券取引法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券又は投資法人債券
- 九 証券取引法第二条第一項第七号の三に掲げる受益証券
- 十 証券取引法第二条第一項第七号の四に掲げる受益証券
- 十一 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形
- 十二 証券取引法第二条第一項第六号若しくは前各号に掲げる有価証券又は次号に掲げる権利に係る同法第二条第一項第十号の二に規定するオプションを表示する証券又は証書
- 十三 第一号から第十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、証券取引法第二条第二項の規定により、有価証券とみなされるもの

#### 【改正のポイント】

投資事業有限責任組合が事業者に資金を供給するにあたっては、株式等の

取得による出資以外の形態による資金供給のニーズは大きい。

そこで、平成 16 年 4 月 30 日付の改正により、証券取引法に規定する有価証券であって事業者の資金調達に資するものの取得及び保有を可能とした。また、同年 12 月 1 日付の改正による一般的な投資家保護ルールの導入に伴い、有価証券の取得等を大幅に自由化した。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については 116 頁参照。

## 【本号の解説】

事業者への投資ニーズに対して投資事業有限責任組合が柔軟に対処できるようにするため、本号では、「有価証券であって事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの」（指定有価証券。令第 1 条参照）の取得及び保有を本組合の事業としている。

他方で、株式に比べて流動性やリターンの確実性の高い有価証券が本組合の投資対象に加わると、一般の投資家が本組合への投資に勧誘されやすくなる。この点、平成 16 年 4 月 30 日付の改正においては、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、本組合が取得するニーズが最も高く、かつ投資家保護の観点から大きな問題が発生する蓋然性の低い社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 4 号）及び約束手形のうちいわゆる CP（同項第 8 号）並びにこれらに表示される権利であって証券取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされるもの（近年の有価証券のペーパーレス化に対応するための規定）のみを指定有価証券として規定していた。

その後、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点から指定有価証券の内容を制限する必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、事業者の資金供給に資する下記の債券、出資証券等を新たに指定有価証券に追加することとした。

- ・ 特別の法律により設立された法人の発行する債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号）
- ・ 特定目的会社の発行する特定社債券（同項第 3 号の 2）
- ・ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（同項第 5 号）
- ・ 協同組織金融機関の優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書（同項第 5 号の 2）
- ・ 特定目的会社の発行する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（同項第 5 号の 3）



- ・ 投資法人の発行する投資証券又は投資法人債券（同項第 7 号の 2）
- ・ 株券、新株引受権証書若しくは新株予約権証券又は指定有価証券に係るオプションを表示する証券又は証書（同項第 10 号の 2）
- ・ 指定有価証券（オプション証券・証書を除く。）に表示される権利であつて、証券取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされるもの

また、証券取引法上の投資家保護ルールの導入に伴い、本組合が取得及び保有をなし得る信託受益権に関する制限も撤廃された（第 3 条第 1 項第 6 号の解説参照）。そこで、信託受益権を表章する下記の受益証券についても新たに指定有価証券に追加することとした。

- ・ 投資信託又は外国投資信託の投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2）
- ・ 貸付信託の受益証券（同項第 7 号の 3）
- ・ 特定目的信託の受益証券（同項第 7 号の 4）

## 特定指定有価証券の取扱いについて

平成 16 年 4 月 30 日付の改正においては、出資先である事業者以外の事業者が発行する指定有価証券（特定指定有価証券）について、投資家保護の観点から、①保有期間は 6 ヶ月でなければならないこと、②特定指定有価証券の取得に際し、その保有期間が 6 ヶ月を超えた場合には、その日において無限責任組合員のいずれかが当該特定指定有価証券を買い取ることをあらかじめ約することを条件として、特定組合（有限責任組合員の資格が制限された組合）に限りその取得及び保有が認められていた。

しかしながら、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことに伴い、特定指定有価証券の取得及び保有に関する規制は撤廃された。したがって、平成 16 年 12 月 1 日以降は、本組合は発行者が出資先の事業者であるか否かにかかわらず、自由に指定有価証券を取得できることとなった。

なお、平成 16 年 11 月 30 日以前に取得した特定指定有価証券については、同年 12 月 1 日改正後は通常の指定有価証券となるため、特段の手続を経ることなく保有し続けることができる。

## 第4号・第5号(金銭債権の取得及び保有並びに金銭の新たな貸付け)

- |  |
|--|
| 四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有 |
| 五 事業者に対する金銭の新たな貸付け                         |

### 【改正のポイント】

第3号の解説においても述べたとおり、出資以外の形態による資金供給のニーズは大きい。

そこで、平成16年4月30日付の改正により、第5号に基づき事業者に対する金銭の新たな貸付けを行うことを可能とするとともに、第4号に基づき一定の範囲内で金銭債権の取得及び保有をなし得ることとした。また、同年12月1日の改正による一般的な投資家保護ルールの導入に伴い、金銭の新たな貸付け及び金銭債権の取得等を大幅に自由化した。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については116頁参照。

### 【本号の解説】

第3号の規定と同様の趣旨で、事業者への投資ニーズに対して投資事業有限責任組合が柔軟に対処できるようにするため、(i)事業者に対する金銭の新たな貸付け及び事業者に対する金銭債権の取得並びに(ii)事業者の所有する金銭債権の取得及び保有を本組合の事業としている。

事業者でない者に対する金銭の貸付けや、事業者でない者が所有する事業者でない者に対する金銭債権については、事業者への資金供給に資するものではないため、対象から除外されている。

第4号の「**金銭債権の取得及び保有**」には、買取りによる金銭債権の譲受け等による取得及びその取得した金銭債権の保有のほか、弁済の受領や担保権の設定等の債権の管理行為も含まれる。なお、第5号に基づいて本組合が貸し付けた金銭に係る金銭債権は、第4号の規定に基づき保有することとなる。

## 特定金銭債権の取扱いについて

特定指定有価証券と同様、平成16年4月30日付の改正においては、出資先である事業者以外の事業者に対する金銭債権（特定金銭債権）について、投資家保護の観点から、①保有期間は6ヶ月でなければならないこと、②特定金銭債権の取得に際し、その保有期間が6ヶ月を超えた場合には、その日において無限責任組合員のいずれかが当該特定金銭債権を買い取ることをあらかじめ約することを条件として、特定組合に限りその取得及び保有が認められていたが、平成16年12月1日付の改正による証券取引法上の投資家保護ルールを導入に伴い、かかる規制は撤廃された。

なお、平成16年11月30日以前に取得した特定金銭債権についても、特定指定有価証券と同様、同年12月1日改正後は通常金銭債権として、特段の手続きを経ることなく保有し続けることができる。

## 金銭の新たな貸付けと出資法

投資事業有限責任組合が組合事業として金銭の新たな貸付けを行う場合、「金銭の貸付けを行う者」として、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規制に服することとなる（同法第5条等）。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律  
（高金利の処罰）

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十九・二パーセント（二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項に規定する割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前三項の規定の適用については、貸付けの期間が十五日未満であるときは、

これを十五日として利息を計算するものとする。

- 5 第一項から第三項までの規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。
- 6 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなして第一項から第三項までの規定を適用する。
- 7 金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第三項の規定を適用する。

## 金銭の新たな貸付けと利息制限法

投資事業有限責任組合が組合事業として金銭の新たな貸付けを行う場合、当該貸付けに係る金銭消費貸借については、利息制限法の規定が適用される。

### 利息制限法

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額予定の制限)

- 第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の一・四六倍を超えるときは、その超過部分につき無効とする。
- 2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払った場合に準用する。
  - 3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

## 金銭の新たな貸付けと貸金業法

貸金業の規制等に関する法律（貸金業法）は、「貸金業」（金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介で業として行うもの）を営もうとする者に対して適用される。したがって、投資事業有限責任組合が業として事業者に対して金銭の新たな貸付けを行う場合には、貸金業を営もうとする者として貸金業法の規制を受けることとなり、貸金業法に基づく貸金業者登録（同法第3条）等が必要となる。

具体的な登録方法等については、各財務局又は都道府県の貸金業担当課にお問い合わせ願いたい。

### 貸金業の規制等に関する法律

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

3 この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

（登録）

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は

事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 第一項の登録のうち内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、前項の登録の更新のうち内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

### **その他の各規制法の適用について**

上記以外の各規制法の適用については、各規制法の趣旨等に鑑み判断されることとなるので、これについては各規制法を所管する各省庁にお問い合わせ願いたい。

## 第6号(匿名組合契約の出資の持分又は信託受益権の取得及び保有)

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

### 【改正のポイント】

株式等の取得による出資以外の形態による事業者への資金供給のニーズが大きいことから、平成16年12月1日付の改正による一般的な投資家保護ルールに伴い、事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託受益権の取得及び保有による事業者への資金供給についての制限を撤廃し、これらを自由に取得できることとした。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については116頁参照。

### 【本号の解説】

#### 匿名組合契約の出資の持分の取得及び保有について

中小有責法においては、本組合が取得できる匿名組合出資は中小企業等を相手方とするものに限られていた。そして、平成16年4月30日付の改正後においても、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、投資営業者を相手方とするもの以外の匿名組合契約の出資の持分の取得をなし得る範囲はなお従前のおりとされていた。

その後、平成16年12月1日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点から匿名組合契約の出資の持分の取得を制限する必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分を自由に取得できることとした。

なお、平成16年4月30日付の改正においては、投資家保護の観点からファンド・トゥ・ファンドについての上限規制等を別途設けていたため、投資営業者でない事業者を相手方とする匿名組合契約と、投資営業者でない事業者を相手方とするものとをそれぞれ別個に規定することとし（平成16年4月30日付改正後の第3条第1項第7号及び第9号参照）、投資営業者を相手方とする匿名

組合出資への投資についてはファンド・トゥ・ファンドと同様の規制を設けていた。しかしながら、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によりファンド・トゥ・ファンドについての規制が撤廃されたことから、これらの区別も撤廃し、事業者に対する匿名組合契約の出資の持分の取得及び保有は全て本号に基づいてなし得ることとしている。

「**匿名組合契約に基づく出資**」とは、本組合が、匿名組合の営業者となる事業者の一定の事業に着目し、事業資金を出資する見返りに当該事業収益の分配を受けることのできる契約を締結し、当該契約に基づいて行われる出資である。

### **信託の受益権の取得及び保有について**

中小有責法においては、信託の受益権は中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受けるものに限って取得及び保有が可能とされていた。そして、平成 16 年 4 月 30 日付の改正においても、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、信託の受益権の取得をなし得る範囲はなお従前のおりとされていた。

その後、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点から信託の受益権の取得を制限する必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、信託の受益権に対する投資を自由になし得ることとした。



## 第7号(工業所有権及び著作権の取得及び保有)

七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

### 【改正のポイント】

中小有責法では、中小企業等が保有する工業所有権及び著作権の取得及び保有に事業範囲が限定されていたが、平成16年4月30日付の改正によって、すべての事業者が所有する工業所有権及び著作権の取得及び保有にまで事業範囲を拡充した。

### 【本号の解説】

本号の業務は、事業者の所有する工業所有権及び著作権の取得及び保有のほか、投資事業有限責任組合がこれらの権利に関して、当該事業者その他の者に対して利用を許諾することも含む。

本号の業務も第3号から第6号までと同様、事業者に対する出資以外の手法による資金供給手段の一つである。

本号における「工業所有権」の範囲については、事業者に広く資金調達を認めるとの法の趣旨に鑑み、いわゆる狭義の工業所有権である特許権、実用新案権、意匠権、商標権のみならず、種苗法に基づく育成者権や半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権等も含まれると解される。また、「著作権」についても、いわゆる狭義の著作権のみならず、著作権法に基づく著作隣接権等が含まれると解される。

## 第8号(経営又は技術の指導)

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

### 【改正のポイント】

平成16年4月30日付の改正により、投資対象として事業者の指定有価証券及び事業者に対する金銭債権を追加したことに伴い、投資事業有限責任組合がその指定有価証券又は金銭債権を保有している事業者に対する経営又は技術の指導についても組合が営むことのできる事業範囲に追加することとした。

### 【本号の解説】

出資先の事業者及び今後出資を行う予定のある事業者への成長支援のためには、資金供給のみならず、当該事業者の役員会への参加、当該事業者への役員その他の人材の派遣、種々のコンサルティングやアドバイス等のサポートを提供していくことが重要である。また、無限責任組合員は幾多の投資経験を通じて得たノウハウから、当該事業者に対して有益な助言をなし得る。こうした観点から、出資先の事業者及び今後出資を行う予定のある事業者への経営・技術指導についても、本組合の事業範囲に含めることとしたもの。

## 第9号(ファンド・トゥ・ファンド)

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

### 【改正のポイント】

ファンド（投資事業を営む組合）による資金供給への需要が高まるにつれ、昨今では大規模なファンドがその信用力を背景に大手機関投資家から資金を調達し、小規模なファンドに分散投資を行うケースが増えている。

このようなファンドからファンドへの投資（ファンド・トゥ・ファンド）を可能とするため、投資事業有限責任組合の資金の100%を、投資事業を営む別の組合に出資できることとした。

### 【本号の解説】

中小有責法では、ファンド・トゥ・ファンドは本組合の事業の遂行を妨げない限度においてのみ営むことが認められていたが、近年のファンドを通じた資金供給の需要の高まりを受け、平成16年4月30日付の改正により、ファンド・トゥ・ファンドに関する制限を撤廃することとした。ただし、同改正においては、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、いわゆるコミットメント金額の50%までとの上限を設けていた。

その後、平成16年12月1日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点からファンド・トゥ・ファンドに上限を設ける必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、ファンド・トゥ・ファンドを自由になし得ることとした。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については116頁参照。

なお、平成16年4月30日付の改正において本号に規定されていた投資営業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分については、平成16年12月1日付の改正後においては第6号に基づく投資対象として整理することとした。

「**投資事業**」とは、具体的には、投資事業有限責任組合が行っている事業等をいう。

## 第 10 号(付随事業)

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

(付随事業)

第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第一項の事業者が発行し、又は所有する約束手形（証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものを除く。）の取得及び保有を行う事業
- 二 譲渡性預金証書の取得及び保有を行う事業
- 三 第一号に規定する約束手形若しくは前条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同条第八号に規定する投資証券を除く。）に表示されるべき権利又は法第三条第一項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

### 【改正のポイント】

平成 16 年 4 月 30 日付の改正によって、投資対象に指定有価証券及び金銭債権が追加されたが、これらの指定有価証券又は金銭債権には不動産等の担保が設定されていることもあり得る。そこで、投資事業有限責任組合が取得した指定有価証券又は金銭債権に係る担保権の目的である不動産（隣地等を含む。）及び動産に限っては、付随事業として取得及び保有することを認めることとした。

また、CP 以外の約束手形及び譲渡性預金証書の取得及び保有については、金銭債権の取得等に付随する事業として営むことができることとした。

### 【本号の解説】

本号は第 1 号から第 9 号までに掲げる業務に付随する業務を定めたもの。具体的には、政令において①事業者が発行し又は保有する約束手形（CP を除く。）の取得、②譲渡性預金証書の取得及び保有、並びに③投資事業有限責任組合の

取得した指定有価証券に表示されるべき権利又は金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業を定めている。

### **事業者が発行し又は保有する約束手形について**

約束手形は有価証券に該当するところ、そのうちの CP については指定有価証券として取得及び保有をなし得ることとされている（令第 1 条第 11 号）が、それ以外の約束手形については対象とされていなかった。

しかしながら、本組合が約束手形を取得できないこととなると、事業者が銀行から手形貸付の形で金銭の借入れを受けている場合などに、事業再生ファンドが当該手形貸付に係る約束手形を取得して DES を行うことにより、事業者の再生を図ろうとする際などに不都合が生じる。

そこで、事業者が発行し又は保有する CP 以外の約束手形については、金銭債権の取得等に付随する業務として取得及び保有をなし得ることとした。

### **譲渡性預金証書について**

平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、金銭債権を自由に取得することができるようになったことから、譲渡性預金証書に係る金銭債権についても取得対象となることとなった。しかしながら、譲渡性預金証書そのものについては、必ずしも「金銭債権」に含まれるか否かが明確ではない。

そこで、金銭債権に付随する譲渡性預金証書が本組合による取得対象であることを明確化するため、譲渡性預金証書については、金銭債権の取得等に付随する事業として取得及び保有をなし得ることとした。

### **担保権の目的である不動産及び動産の売買等について**

指定有価証券や金銭債権に担保権が付されている場合には、当該担保権の実行に際して、譲渡担保の実行や競売における自己競落により、本組合が担保不動産等を取得するケースが想定される。

かかる場合において担保不動産等の取得を禁ずると、本組合にリスクの高い無担保融資、無担保債権の取得を強制することとなり、本組合の事業範囲を狭め、ひいては事業者への資金供給が十分に行われないこととなりかねない。

そこで、付随事業として担保目的物等の取得及び保有をなし得ることとした。

## 第 11 号(組合の事業の遂行を妨げない限度において行う事業)

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

(外国法人の発行する株式の取得等)

第九条 法第三条第一項第十一号に掲げる事業については、同号の規定による取得の価額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約の定めるところにより、行わなければならない。

### 【改正のポイント】

平成 16 年 4 月 30 日付の改正により、投資対象を中小企業等のみならず広く公開企業や大企業を含む事業者一般に拡大したことに伴い、投資事業有限責任組合の事業の遂行を妨げない限度において行う外国法人の発行する株式等への出資についても、同様に対象を拡大している。

なお、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、ファンド・トゥ・ファンドに関する規制が撤廃されたことに伴い、ファンド・トゥ・ファンドの出資額を令第九条に基づく取得限度の算定における通算対象から除外することとした。

### 【本号の解説】

投資事業有限責任組合は、本号により、投資金額が出資総額の 50%未満の範囲内であり、かつ組合契約の定める制限の範囲内で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有（海外投資）を行うことができる。

投資事業有限責任組合側の観点からは、出資総額のうち的一定割合を海外の投資対象等に出資することは、分散投資を基本とする健全なポートフォリオ運用に資するものである。また、こうした投資活動を通じて収集したグローバル



な投資の動向に関する情報は、我が国における投資判断や出資先への経営・技術指導の際にも役立つ。

しかしながら、本法の主たる目的は我が国の事業者に対する円滑な資金供給にある（第1条）ことから、海外投資については、第1号から第10号までの事業を妨げない限度で、かつ当該出資の価額の合計額が出資の総額の50%未満に収まる範囲内において、組合契約の定めるところにより行わなければならないものとした（令第9条）。

なお、本号に基づく事業は、令第2条において「組合契約の定めるところにより行わなければならない」とされていることから、組合契約で定める制限を逸脱して行われた場合には、当該出資は第7条第4項にいう追認不可能な無権代理行為となる。（例えば、投資対象とする外国法人を米国法人に限定する旨組合契約で規定したにもかかわらず、無限責任組合員が欧州企業へ投資した場合には、かかる投資を他の組合員は追認できない。）

## 第 12 号(余裕金の運用)

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

(余裕金の運用方法)

第十条 法第三条第一項第十二号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金
- 二 国債又は地方債の取得
- 三 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう。）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得

### 【改正のポイント】

平成 16 年 12 月 1 日付の改正により、投資対象として指定有価証券が大幅に拡大されたこと、及び信託受益権の取得等に関する制限が撤廃されたことに伴い、第 3 号又は第 6 号に基づき取得及び保有が可能となったものについて、余裕金の運用対象から除外した。

### 【本号の解説】

投資事業有限責任組合の財産は、本来的に事業者への資金供給に用いられるべきものであるから、余裕金の運用のあり方については、①投機的ではなく安全であって、かつ、②換金性・流動性が高いなどの効率的な方法であることが必要と考えられる。

具体的な余裕金の運用方法は令第 10 条において以下のように規定している。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金（第 1 号）

「**金融機関**」とは、業として預金（貯金を含む。）の受入れをする者をいい、具体的には銀行のほか、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合

会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、保険会社及び短資会社等を指す。

- ② 国債又は地方債の取得（第 2 号）
- ③ 外国債、外国地方債、国際機関債、外国特殊債、外国金融機関が発行する債券並びに外国、外国地方公共団体、国際機関、外国政府関係機関、外国地方公共団体関係機関又は外国金融機関が債権保証を行っている債権（第 3 号）

## 産業活力再生特別措置法の特例について

従前の産業活力再生特別措置法（産活法）は、中小有責法に基づく中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象を拡大し、中小企業等に該当しなくても認定事業再構築事業者等に対する出資や金銭債権の取得等を可能とするなどの特例を設けていた。

今般の一連の改正により、投資事業有限責任組合の投資対象が拡充し、大企業の株式や金銭債権の取得が可能となったため、産活法の特例の範囲は全て本法の本則に含まれることとなった。そのため、平成 16 年 12 月 1 日付の改正に伴い、産活法の特例は全て廃止された。

なお、平成 16 年 12 月 1 日付の改正前に組成された本組合についても、改正後の本法が適用されるので、産活法の特例を利用していた場合であっても、特段の手続を経ることなく従前の事業を継続することができる。

## 第2項(組合契約書の記載事項等)

- 2 組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印をしなければならない。
- 一 組合の事業
  - 二 組合の名称
  - 三 組合の事務所の所在地
  - 四 組合員の指名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合との別
  - 五 出資一口の金額
  - 六 組合契約の効力が発生する年月日
  - 七 組合の存続期間

### 【解説】

投資事業有限責任組合契約が全組合員の合意により締結されること、及び本法の要求する諸要件を満たしたものであることを担保するため、組合契約につき各組合員による組合契約書への署名又は記名押印を要求するとともに、絶対的記載事項が求められる「要式契約」としたものの。

「**署名**」とは自ら氏名を記すこと（自署）が要求されるのに対し、「**記名**」は自署を必要とせず、他人が書いてもよいし、印刷でもよい。このため、記名の場合には併せて押印も必要である。

組合契約書への絶対的記載事項は以下のとおり。

#### ① 組合の事業（第1号）

投資事業有限責任組合は、第1項各号に定める事業の範囲内の事業を行うことを約することにより効力を生ずるとされていることから、組合契約書に組合の事業について記載させるもの。具体的には、第1項各号に掲げる事業の範囲内で、組合が行う事業を列記することとなる。

#### ② 組合の名称（第2号）

本法に基づく組合として名称中に「投資事業有限責任組合」という文字を

用いるべきこと（第 5 条）、組合の同一性を明らかにしなければならないことから、組合契約書に組合の名称を記載させるもの。

③ 組合の事務所の所在地（第 3 号）

投資事業有限責任組合は、各組合員が組合契約により共同で事業を行うための団体を結成するものであるため、組合の活動拠点としての事務所（同時に組合員や組合債権者に対して開示しなければならない帳簿を設置する場所でもある）を定める必要があることから、組合契約書に組合の事務所の所在地を記載させるもの。

「**事務所の所在地**」とは、商法（商法第 63 条、第 166 条第 1 項第 8 号）における本店及び支店の所在地についての解釈同様、事務所の所在する独立の最小行政区画、すなわち市町村その他これに準ずる地域（東京都の特別区）を指し、地名番地の表示は必要ない。

④ 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員の別（第 4 号）

組合の構成員である組合員の氏名・名称及び住所について明らかにすることは、組合契約の前提である。

また、投資事業有限責任組合は無限責任を負う無限責任組合員と有限責任を負うにとどまる有限責任組合員とから成り立つことを本質としている（第 2 条第 2 項）ことから、組合契約書において、組合契約を締結する組合員中における無限責任組合員と有限責任組合員の別を明らかにさせるもの。

⑤ 出資一口の金額（第 5 号）

第 6 条において、組合員は出資一口以上を有しなければならないこと及び一口の金額が均一でなければならないことを規定しているため、組合契約書において出資一口の金額を記載させるもの。

⑥ 組合効力が発生する年月日（第 6 号）

投資事業有限責任組合では、組合契約の効力発生日から 2 週間以内に登記しなければならない（第 17 条）ことから、組合契約の効力発生日が確定していなければならないため、組合契約書において効力発生日を記載させるもの。

⑦ 組合の存続期間（第 7 号）

民法組合においては、各組合員は組合の存続期間の定めがない場合又はあ

る組合員の終身間存続するものと定めている場合には、原則としていつでも脱退することができ、存続期間の定めがある場合にはやむを得ない場合にしか脱退できないとされている（民法第 678 条）。しかしながら、投資事業有限責任組合においては、組合の債権者に対する責任財産充実の観点から、各組合員はやむを得ない場合にしか脱退できないものとしている（第 11 条）ため、組合契約書において組合の存続期間を記載させるもの。

なお、上記の点に鑑み、組合契約は必ず有期契約であることを要すると解される。

「**存続期間**」とは、存続期間の満了が組合の解散事由となっている（第 13 条第 4 号）ことから明らかなおり、組合契約の効力発生日から組合の解散（第 13 条）までの期間を意味する。組合契約の効力発生日から清算終了までの期間を指すのではない。

### 第3項(組合宛の通知又は催告等)

3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。

民法組合においては、組合は法人格を有しないため、第三者が組合に対して通知・催告を行う場合には、全組合員（業務執行者がいない場合）若しくは業務執行者宛に行わなければならないものと解されており、投資事業有限責任組合においても、業務執行者たる無限責任組合員宛に行った組合に対する通知・催告が有効であることはいうまでもない。

ただし、投資事業有限責任組合は、民法組合と同様に法人格は有しないものの、組合業務を執行する活動拠点を明示する趣旨から法律上組合の事務所を設けることとされており（第3条第2項）、かつ組合の事務所の所在場所は登記簿上明らかにされている（第17条第4号）。したがって、無限責任組合員の住所と異なる組合の事務所が設けられた場合、組合の事務所への通知・催告についても本組合に対する通知・催告として有効なものとして取り扱い、もって本組合と取引関係に入る第三者の保護を図ることとした。



(登記)

第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又は過失により不実の登記をした者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

## 【解説】

### 第1項(登記と善意の第三者に対する対抗力)

組合契約は当事者の同意により効力を発生するものの、組合が本法に基づく投資事業有限責任組合であること等は、登記を行ってはいじめて善意の第三者に対抗できることを謳ったもの。したがって、本法に基づく組合に関して、その登記事項につき悪意の第三者に対しては、仮に登記前であっても対抗することができることになる(登記前に組合が負った債務についても、組合当事者同士はどの組合員が無限責任組合員あるいは有限責任組合員であるかを知っていると考えられるため、組合員当事者間では、有限責任組合員としての責任の限定を主張することができる)。

本法では、法的に一部の組合員の有限責任を担保することと併せて、当該組合と取引関係に入る第三者が組合員の一部につき有限責任であることについて予見可能であるような客観的状況を作る必要が生じるところ、我が国では登記が一般的な公示機能として最も定着している制度であることから、新たに本組合契約に関する登記制度を創設することとしたものである(第17条の解説 **本章の趣旨**参照)。

本法の組合は民法の任意組合を基礎とするもの(法人格を有せず、投資事業有限責任組合契約を締結することにより成立する諾成の任意組合)であり(第2条第2項)、民法組合においては一部の組合員の有限責任は悪意の第三者に対して対抗できるとされていることからすると(民法第675条参照)、本法の組合における登記についても、これを登記事項についての対抗要件とすることは適当でないと考えられる。したがって、本法の登記は、通常の商業登記(商法第12条参照)と同様、登記事項についての対抗要件ではなく、登記すれば登記事項につき第三者の悪意を擬制するという効力(「公示力」)を有するにとどまるこ

としたもの（したがって、法律関係の対抗要件は、登記自体ではなく第三者の悪意ということになる）。

#### 民法

（組合員に対する組合の債権者の権利の行使）

第六百七十五条 組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。

### ○第2項(不実の登記の効力)

本項は、登記の外観を信頼した善意の第三者を保護する制度であり、取引の安全に配慮したものである。登記における禁反言の法理の現れということもできる。登記により当該登記事項について第三者の悪意を擬制する（「公示力」）以上、その後、登記事項が不実であることをもって当該善意の第三者に対して対抗できるとすることは正義に反することによる。

### 投資事業有限責任組合の印鑑証明書について

#### 商業登記規則

（印鑑の証明の請求）

第二十二條 印鑑の証明の申請書には、請求の目的として、印鑑届出事項を記載し、証明を請求する印鑑を特定しなければならない。この場合においては、第九條第二項及び第九條の四第二項の規定を準用する。

2 （略）

（印鑑の証明）

第三十二條の二 登記官は、印鑑の証明書を作成するときは、請求に係る印鑑及び印鑑届出事項を記載した書面に証明文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならない。

投資事業有限責任組合契約の登記の取扱いを定める投資事業有限責任組合契約登記規則は、第 8 条において印鑑証明書に関する商業登記規則の諸規定を準用している（同規則第 22 条第 1 項前段、第 32 条の 2 等）。したがって、投資事業有限責任組合は、株式会社等と同様、組合の代表印についての印鑑証明書の交付を受けることができる。

(名称)

第五条 組合には、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

4 有限責任組合員は、その氏、氏名又は名称を組合の名称中に用いることを許諾したときは、その使用以後に生じた組合の債務については、無限責任組合員と同一の責任を負う。

## 【解説】

### 第1項(組合の名称における投資事業有限責任組合の文字の使用)

他の組合形態との混同を避け、組合と取引関係に入ろうとする第三者の予見可能性を確保して取引の安定を図るため、組合の名称中に「投資事業有限責任組合」という文字の使用を義務づけるもの。同様の規定は、我が国における株式会社や有限会社、合名会社、合資会社等の会社組織や米国のリミテッド・パートナーシップにおいても存在する。

これらの文字は、名称の冒頭に置いても末尾に置いてもよいが、分解して間に任意の文字を挿入してはならない。したがって、組合契約を結ぶ際に組合の名称を「○○○投資事業有限責任組合」、「投資事業有限責任組合△△△」、あるいは「○○○投資事業有限責任組合△△△」という形で定めなければならない。

### 第2項(組合以外の者による投資事業有限責任組合の文字の使用の禁止)

投資事業有限責任組合には当たらない法人、団体、組合等に対して、その名称中に投資事業有限責任組合であることを示す文字の使用を禁止するもの。商法第18条においては、第三者保護の予見可能性確保の観点から、会社以外の組織がその商号中に「会社」であることを示す文字を使用できないとの規定があるが、本項の規定もこれと同趣旨である。

### 第3項(商号に関する商法の規定の準用)

投資事業有限責任組合の名称につき、不正の競争の目的をもって当該組合と同一又は類似する名称の投資事業有限責任組合を組成し、あるいは当該組合と同一の名称の組合契約を同一市町村内において登記すること等を禁止することにより、先に投資事業有限責任組合を組成した他の無限責任組合員の信用及び名声を保護するとともに、紛らわしい商号の濫用によって損害を蒙るおそれから一般人を保護する趣旨である。

実務においては、自社名を投資事業組合名に冠して、「A 投資事業有限責任組合一号」「A 投資事業有限責任組合三号」のような名称で複数の投資事業有限責任組合を並行的に業務執行する慣行があるが、これらの投資事業有限責任組合間においては業務執行者が同一であることから、無限責任組合員の信用ないし名声の毀損が問題となることはない。また一般人にとっても、同一の無限責任組合員がそれらの投資事業有限責任組合員の業務執行権として法律行為等を一元的になし(第7条第1項)、損害を発生させた場合にも当該無限責任組合員が連帯無限責任を負う(第9条第1項)ため、不利益は生じない。本項が禁止するのは、ある無限責任組合員が先に組成し登記をなした「A 投資事業有限責任組合」について、異なる無限責任組合員 B が同市町村において「A 投資事業有限責任組合三号」のような類似名の投資事業有限責任組合を組成してその名称で業務執行したりするような場合である。なお、この場合には「他人ノ営業ナリト誤認セシムベキ商号」を「不正ノ目的ヲ以テ」使用していると推定される(商法第20条第2項参照)。

#### 商法

第十九条 他人ガ登記シタル商号ハ同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第二十条 商号ノ登記ヲ為シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スル者ニ対シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

② 同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ他人ノ登記シタル商号ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス

第二十一条 何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以テ他人ノ営業ナリト誤認セシムベキ商号ヲ使用スルコトヲ得ズ

② 前項ノ規定ニ違反シテ商号ヲ使用スル者アルトキハ之ニ因リテ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

#### **第4項(自らの名称を使用した有限責任組合員の責任)**

投資事業有限責任組合においては、その対外的な業務執行権を無限責任組合員に与えており（第7条第1項）、有限責任組合員は組合の対外的な業務執行権を有しない。このような組合の業務執行権の所在についての混乱を防ぎ、また組合と取引をする第三者の信頼を保護するため、有限責任組合員の名称を組合の名称に用いることを制限し、それが使用された場合には、当該有限責任組合員について無限責任組合員と同一の責任を負わせることとするものである。

すなわち、当該組合が無限責任組合員 A と有限責任組合員 B、C、D から構成される場合、組合の名称を「B 投資事業有限責任組合」とした場合には、有限責任組合員 B は、無限責任組合員 A と同一の責任を負うということである。

## 第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

- 2 組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることができる。
- 3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

### 【解説】

#### 第1項(組合員の出資義務)

投資事業有限責任組合においては、各組合員に組合財産として金銭その他の財産による出資を義務づけている。このような出資義務が課されたのは、無限責任組合員を含めた全ての組合員に一口以上という最低限の義務を課すことにより、無限責任組合員をはじめ各組合員による利益相反行為の可能性を小さくする趣旨である。

なお、組合員の有する出資口は、無限責任組合員が有するものであると有限責任組合員が有するものであるとを問わず、その内容においては全く同一のものである。出資一口の金額については、組合の資産規模、各組合員の資力、組合員数等に応じて経済合理的に決定されるべき問題であるため、本法においては特段制限を設けていない。

#### 第2項(出資の目的)

投資事業有限責任組合においては、一部の組合員についての有限責任を法的に担保することの裏返しとして、組合と取引関係に入る第三者の保護の観点から、組合の責任財産の充実が求められる。このため、一般の民法組合においては労務出資が認められる(民法第667条第2項)のに対し、投資事業有限責任組合では、本項により組合員(無限責任組合員であると有限責任組合員であると問わない。)の出資を「金銭その他の財産」という具体的に債務の引き当てになりうるものに限定している。無限責任組合員についても、組合に対して労務ではなく現実の財産的な負担をさせることで、組合に対する利益相反行為を防止する趣旨である。

### **第3項(出資の均一性)**

投資事業有限責任組合については、持分計算の便宜のために、出資一口あたりの金額の均一性を求めるものである。



(業務執行の方法)

第七条 組合の業務は、無限責任組合員がこれを執行する。

2 無限責任組合員が数人あるときは、組合の業務の執行は、その過半数をもって決する。

3 組合の常務は、前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員が単独でこれを行うことができる。ただし、その終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、この限りではない。

4 無限責任組合員が第三条第一項に掲げる事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。無限責任組合員以外の者が同項に掲げる事業以外の行為を行った場合も、同様とする。

## 【解説】

### 第1項(組合の業務執行)

投資事業有限責任組合においては、業務執行者は無限責任組合員となる。したがって、組合契約においてあえて業務執行者の規定を置かなくても、本条に基づき当然にすべての無限責任組合員が業務執行者となり、無限責任組合員は総組合員の名をもってせず各自が自己の名で組合のために法律行為をすることができる。具体的には「〇〇投資事業有限責任組合 無限責任組合員 甲」といった名で法律行為を行うことが可能である。ちなみに民法組合においても、組合契約でその旨定められているときには、業務執行者単独の名義で組合のために法律行為を行うことができるとされている。

無限責任組合員が複数いる場合に、組合契約によって一切の業務執行権のない無限責任組合員を定めることは、本項の解釈上できない。登記事項を定める第17条において業務執行者の登記を求めず、かつ組合契約書の絶対的記載事項を定める第3条第2項において業務執行者の記載を求めているのも、かかる趣旨の表われである。

### 第2項(無限責任組合員が数人あるときの組合の業務執行)

無限責任組合員が複数存在する場合の業務決定方法を規定する。投資事業有

限責任組合においては、業務執行者は必ず無限責任組合員であり、かつ業務執行者でない無限責任組合員は存在しないため、業務の執行は無限責任組合員の過半数で決すれば足りることとなる。

なお「組合の業務の執行」とは、民法第 670 条第 2 項と同様、組合のすべての業務執行を指すものであって、各種の法律行為はもちろん、事実上の給付、労役、作業等、組合のために必要な事実行為を包含する。

## 民法

### (業務の執行の方法)

第六百七十条 組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。

- 2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（次項において「業務執行者」という。）が数人あるときは、その過半数で決する。
- 3 組合の常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。

## 第 3 項(組合の常務)

組合の常務に属する軽微な業務については、無限責任組合員相互の信頼にまかせるほうが適当であり、逐一無限責任組合員の決議を義務づけることは組合の業務執行を煩雑にし、ひいては組合の運営に支障を来すこととなる。本項はこのような支障を避けるための規定である。しかし、常務といえども、ともすれば一部の無限責任組合員の独断に流れる危険があるので、その行為の終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、これを単独で行うことができなくなることにした。その場合、当該業務の執行は第 2 項に従うこととなる。

### 「組合の常務」

「組合の常務」とは、民法第 670 条第 3 項の規定におけると同様、日常反復して行われるような軽微な業務を指す。組合取引先等との諸連絡の事務を行うことや、組合所有株式の配当を受け取るような軽微な事務などは「組合の常務」といえよう。

#### 第4項(事業範囲を超えた無権代理行為の追認)

投資事業有限責任組合の行うことのできる事業範囲は法律により限定されており(第3条第1項)、本項はこの事業範囲を超えた法律行為の効果について定めたものである。

投資事業有限責任組合は法人格を有しないため、無限責任組合員は、法人の機関としてではなく組合員全員の代理人的地位において業務を執行することとなる。したがって、本法に基づく組合契約において、組合の事業の範囲に制限を設けた場合には、その範囲を逸脱した無限責任組合員の行為は、法的には無権代理行為と考えられる。民法上、無権代理行為は本人の追認があれば有効な代理行為とすることができるが(民法第113条第1項)、本法においては、本法の目的及び組合の事業範囲を法律上定めた趣旨に鑑み、法律上規定された事業の範囲を逸脱した法律行為については追認を認めず、組合との関係では確定的に無効な行為(無限責任組合員による無権代理行為)とするものである。なお、当該行為の相手方は、無権代理行為を行った無限責任組合員に対し、民法第117条に従い責任追及をなし得る。

「無限責任組合員以外の者」としては①有限責任組合員、②組合員以外の第三者が想定される。

また、本組合は、組合ごとに第3条第1項各号に掲げる事業の範囲内において、組合契約によって当該組合の事業範囲を定める(第3条第2項第1号)のであり、組合によっては第3条第1項各号に規定する範囲よりもさらに事業範囲を限定することが考えられる。この場合、契約で定めた事業範囲を超えた行為は全て無権代理行為となるが、当該行為が法律上の事業範囲を逸脱したものでなければ、追認によりその効果を有効に組合に帰属させることができる。

民法

(無権代理)

第百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（第三項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。）を併せて備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも、財務諸表等並びに前項の組合契約書及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。

## 【解説】

### 第1項(財務諸表等の作成・備置)

本項は、投資事業有限責任組合の情報開示について、第16条で準用する民法の規定（民法第671条（業務執行組合員に対する委任の規定の準用）、民法第673条（組合員の業務及び財産の状況の検査権））に加えて、財務諸表等の作成や保存等を無限責任組合員に業務づけるものである。

本組合の投資対象には取引相場の無い中小未公開企業株式等も含まれており、一般的にリスクの高い投資と考えられる。このため、投資家が自己責任の原則に基づきこのような投資を行う際には、業務を執行しない有限責任組合員に対してより詳細な組合の業務内容や財産状況に関する情報を開示することが求められるものと考えられる。

また、組合の債権者にも、有限責任制度の代償として、組合の業務及び財務の状況について基本的な情報を提供する必要がある。特に本法では、債務超過となる組合財産の分配を認めないため、そのような財産分配が行われていないかどうか組合の債権者が監視する手段が必要となる（第10条第1項参照）。

情報の開示制度には、特定の開示に相手方に対して会社から直接に情報が伝達される「直接開示」と、特定の開示の相手方が自ら特定の場所に行けば、そこで常に情報が伝達される「間接開示」があり、直接開示の例としては、業務執行組合員の報告義務（民法第671条における同法第645条の準用）や各組合員の財産検査権（民法第673条）がこれに当たると考えられる。「間接開示」については、本項の内容が該当する。本法においては、民法第671条、第673条

を準用しており、無限責任組合員の報告義務、組合員の検査権に加えて本条に規定される情報開示義務が課されることになる。

なお、財務諸表等に記載すべきと解される事項については、「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則（10・08・07 企庁第2号）」として公示されている。

## 中小企業等投資事業有限責任組合会計規則のポイント

本会計規則においては、以下の方針を採用している。

- ① 貸借対照表に記載される組合資産は、原則として時価評価により記載されなければならない（本会計規則第7条第2項）。時価評価の方法については、組合契約により各々定めることになる（本会計規則第7条第3項）が、「投資事業組合の運営方法に関する研究報告書（運営研報告書）」にその基本的考え方とモデルが示されている。
- ② 附属明細書の内容としては、投資の時価の明細、組合の時分の明細、分配金の明細を開示しなければならない（本会計規則第19条）。これに関する考え方については、運営研報告書参照のこと。

[参考：運営研報告書（平成10・6 通商産業省）（抜粋）]  
（本文）

### 3. 組合業務に関する情報開示のあり方

#### (2) 有限責任組合の会計規則

組合員となった投資家にとって組合の業務状況に関する情報を得る上で基本となるのは、業務執行組合員が作成する組合の財務諸表である。このため、投資事業組合法においても第8条において財務諸表の作成と保存を無限責任組合員に義務付けている。

本研究会では、これを受けて、(1)で述べたような問題意識の下、有限責任組合の財務諸表の内容について「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則（案）」（以下会計規則案）として検討した（資料3）。本会計規則案においては、既存の投資事業組合において作成されている財務諸表を踏まえて、有限責任組合の情報開示として必要な規定を定めたものとなっており、その基本的な考え方は以下の通りである。

なお、この会計規則案については、組合運営の最低限の統一を図り、投資家にとっての透明性を高めるためにも、単なるガイドラインではなく、法律

上の位置づけを与えるべきである。

#### ○基本とすべき考え方

有限責任組合の財務諸表は、既存の投資事業組合と同じく、基本的にはそのまま各組合員の財務諸表に反映（パススルー）されるものである。したがって、組合の会計規則案としては、各組合員に一般的に適用される商法の計算書類等規則を基本とすることが望ましいと考えられる。これに加えて、組合の主たる事業である投資勘定の貸借対照表上における配列及びその細分化、組合特有の勘定科目の採用、これらに関する明細の充実等により組合に適した情報開示を確立する。

#### ○貸借対照表における資産評価

投資家保護の観点から組合の財産の状況を的確に開示することが必要となり、とりわけ投資の評価額についての情報は重要である。わが国の商法を基本とする会計の枠組みにおいては、これまで未登録・未上場株式の評価については取得原価主義により会計処理を行ってきたところである。

しかしながら、財務諸表の作成等による情報開示の目的は、言うまでもなく組合員としての投資家に組合の業務に関し正確な情報を伝えることであることにかんがみ、投資資産については、基本的に取得原価ではなく時価を記載することが望ましく、内外の投資家からも時価評価への強い要望が存在する。このため、会計規則案においては、組合資産を時価で評価した価額を貸借対照表に記載することを原則とした。その場合の評価は、後に述べるとおり、組合契約において予め定められた方法により評価を行うこととなるが、評価増については、現在の会計慣行及び保守主義の観点から貸借対照表上に反映させず、取得原価主義による評価の価額を計上することも認めることとした。その場合にも、附属明細書に「投資の明細」の補足情報として、時価評価を開示することとした。

#### ○損益計算書における投資損益

投資損益の記載方法については、損益計算書上に組合の投資活動が正確に反映されることが望ましいとの観点から、投資収益と投資原価を両方記載する総額主義を基本とする。すなわち、損益計算書の記載には、単に利益と損失を記載するのではなく、その原因を構成している収益及び費用の内容をも開示することが、より投資家の利益に合致したものと考えられるためである。

ただし、会計規則（案）上は、総額方式だけでなく投資売却損益のみを重額で記載する純額方式のいずれの方式を選択することも可能であるとした。これは、国内の既存の投資事業組合、あるいは海外のベンチャー・ファンドにおける現在の慣行を尊重したものである。

#### ○投資家の税務申告との関係

法人税法上、有限責任組合は課税主体となる法人として取り扱われず、

各組合員に対して課税が行われる。各組合員は有限責任組合から送られてくる決算報告書に基づき、各々の持分に見合う損益を認識することとなる。この場合、貸借対照表の組合資産が時価評価され、その評価に従い仮に各組合員が会計処理を行うと、そこに評価益及び税務上認められない評価減が含まれる可能性がある。

一方、税務申告に当たっては取得原価主義による必要があるため、評価益の計上を行っている場合及び税務上認められない評価減を行っている場合には、その調整をしなければならない（具体的な手続としては、法人税申告書（別表4）で減算または加算処理）。

よって、税務申告のために、取得原価主義（著しく価値が下落した場合の評価減を含む。）による決算情報を併せて開示することが望ましい。

#### ○組合財産の分配

組合財産の分配については、法第10条において、純資産額を超えて分配を行うことが認められないとされている。この場合、純資産の金額をどのように判断するか、資産の時価評価との関係が問題となる。

すなわち、会計規則案においては、時価評価を基本としつつも、評価増については、保守主義の観点から実施しないで取得原価主義を採用することを認めており、そのこととの整合性を図る必要がある。また、一方で、組合が組合財産の純資産額を不当に過大評価することにより、分配可能な財産を水増しして組合の債権者に不利益をもたらすことも防がなくてはならない。

このため、会計規則案では、組合財産の分配可能な範囲の基準となるべき純資産額について、未実現利益を除いて考えることとしている。すなわち、分配可能財産の範囲を決定するに際しては、組合資産の価額は時価評価を基準とするものの、評価増については算入せずに算定することにするものである。これによって、組合資産の不当な水増し等により組合の債権者を害するような事態を防止することができると考えられる。

#### ○組合員の持分明細の開示

共同事業である投資事業組合において、組成メンバー、各組合員の持分額及びその変動についての情報は、組合員にとって重要な意義をもつものである。このため、会計規則案においては、附属明細書に一項目をもうけて記載するものとし、組合員の異動が生じた場合にも、ここに注記するものとした。

#### ○分配状況の開示

株式会社における利益配当等の利益処分は、株主総会の決議により行われる。一方、投資事業組合における各組合員に対する分配は、投資有価証券の売却に伴い業務執行を行う無限責任組合員の決定によって行われるため、株式会社における利益処分とは性格を異にするものである。したがって、分配金の明細は、附属明細書の一項目として位置付けることとした。

なお、分配の方法には現金による分配の他、投資株式による分配の方法がある。投資株式の分配については、組合の会計処理上、損益を認識する方法と認識しない方法があるため、採用した会計処理の方法及びその損益の額を注記するものとした。

## 4. 組合資産の評価のあり方

### (1) 資産評価の現状

これまで我が国の既存の投資事業組合については、基本的に未登録・未上場株式で構成されている組合資産について、一般的に商法及び税法に基づいて取得原価による評価が行われてきた。時価評価については、補足情報として財務諸表とは別の形で組合員たる投資家に情報を提供するケースが若干存在する程度で、その場合でも、それらの時価評価の基準、メルクマールについて組合員に明らかにされていないことがほとんどである。これは、特に未登録・未上場株式について、市場で取引が行われていないため、どのように時価を判断するかを考え方の整理が日本ではまだ行われていなかったことが原因であると考えられる。

これに対して米国においては、それぞれのファンド毎に定めた評価基準により、個々の案件の状況を勘案して LPS の GP（ゼネラル・パートナー）が時価を判断している。このうち評価増については、第三者割当増資価額を基準とした価額等客観的な事象が生じた場合に限定して行い、評価減については、必ずしも客観的な事象が生じなくても、個々の状況に照らして機動的に行っている（資料4）。

一方英国においては、未上場・未登録株式の時価評価について、英国ベンチャー・キャピタル協会よりガイドラインが出されている。そこにおいては、基本的な考え方は米国と同様であるが、発展段階の企業の株価については、フィナンシャルタイムズ紙に掲載されている FT-SE Actuaries Share Indices (FTSI)における指標（資料5参照）に基づき計算される株価を一つの参考価格としている。

このような欧米の状況を踏まえると、我が国においても、未上場・未登録株式等の時価評価の導入は十分可能であると考えられる。

### (2) 組合資産の評価のあり方

組合員として参加している投資家に対し組合の業務の状況を正確に開示するという情報開示の本来の目的からすれば、組合の資産は時価で評価すべきであり、加えて欧米における同様のベンチャー・ファンドにおいても時価評価を採用していること、会計制度の国際的な流れも取得原価主義から時価主義となっていること、我が国の投資家においても時価評価による情報開示を求める声が強いことから、会計規則案においては、時価による評価を基本と



した。

具体的な資産の時価評価の方法については、上記(1)で見た欧米での未登録・未上場株式についての時価評価の実態との整合性、わが国の慣行等がかんがみれば、有限責任組合においても、各組合毎の組合契約において、それぞれ時価評価の方法に関する取決めを行い、それに従って時価を算定する方法が最も現実的であると考えられる。

本研究会においては、以上の基本的方向に基づき、組合契約において取り決めるべき組合資産の評価基準のモデルを作成した(資料6)。これによれば、評価増については、直近のファイナンス価格という客観的な事象に基づき時価評価を行うのに対し、評価減については、直近のファイナンスの価格に加え、回収可能価額の見積もりにより、より柔軟な評価を求めている。評価減については、このモデルに示されているように、一定の事象毎に一定の評価減を行うよう区分して整理することも一案であると考えられる。

### (3) 会計監査のあり方と投資先企業のモニタリング

投資家への情報提供において、会計規則等でその内容を充実させたとしても、さらにその客観性を担保する必要がある。現在投資事業組合のほとんどが外部の公認会計士あるいは監査法人の監査を組合の決算について導入しているが、投資勘定の評価の妥当性については、監査対象項目から除外しているものがほとんどである。

投資家保護のための適切な情報開示の要請に応えるためには、組合の資産の評価についての適正性について担保されることが必要不可欠であると考えられるため、本法案における監査においては、組合の資産の評価についても監査の対象とすべきである。その場合、①取引相場のない株式等の時価評価についての監査のあり方、②投資先企業の情報の把握のあり方が問題となる。

#### ①時価評価と監査のあり方について

取引相場のない株式等の評価方法は、それぞれの組合毎に評価基準を定めて行うこととなると考えられ、その場合における監査のあり方も、時価評価の価額についての絶対的な監査ではなく、それらの具体的評価が組合契約の一部として定められる時価評価の基準に基づき算定されたものかどうかの評価になると考えられる。この場合、会計の保守主義、取得原価主義等との関係で、時価評価のうち評価増にかかるものについてと評価減にかかるものについての監査の取扱いを変えるべきではないかとの議論もあるが、基本的な監査手続については、評価増のときも評価減のときも組合契約で定められた基準に基づく算定であるかどうかのチェックであるという点で同じであること、海外からの投資家にも通用する制度を構築するには、欧米における監査慣行等グローバル・スタンダードに合致させるべき等の観点から、評価減、評価増を行ったどちらの場合にも監査の対象とすべきである。

## ②投資先企業の情報の把握のあり方について

組合資産の評価について時価を基準に算定することとすると、当該株式等を発行した投資先企業の状況に関するタイムリーな情報の把握が必要不可欠であると考えられる。

この点については、仮に投資先企業が必要な財務諸表を整備しており、かつその内容について外部監査を受けている場合には、問題は少ないと考えることができる。しかしながら、投資先企業が財務諸表を整備していないか、あるいは整備していてもその適正性について外部監査が行われていない場合には、監査意見の表明を行う前提として監査人が何らかの形で投資先企業の状況を把握できる材料を提供することが必要不可欠である。

この点について、投資先企業のモニタリングは、基本的に組合の業務執行組合員の責務である。業務執行組合員が投資先企業を十分にモニタリングしており、その発行株式についての時価を評価するに際して必要となる情報を把握しており、それが監査人に対して情報として提供されることが必要である。

投資先企業の実態の把握のために全ての投資先企業との間で投資契約を結ぶことを義務づけ、そこに、投資先企業が自らの財務諸表について外部監査を受けることを義務付けるべきとの議論もあるが、我が国の中小企業の現状にかんがみれば、現時点でそれを要求するのは現実的ではないと考えられる。したがって、監査の前提としては、組合の業務執行組合員が十分なモニタリングをしているかどうかを考慮されるべきである。また、十分なモニタリングを行っていくためには、投資先企業の取締役会や経営会議への参画、さらには監査役としての関与などが増えることが望ましいと言える（資料7参照）。

(資料)

### 投資事業有限責任組合における有価証券の評価基準モデル

無限責任組合員は、投資事業有限責任組合の財産及び損益の状況を算定するために、投資先企業への投資資産について適正な評価額を付さなければならない。その評価額は、「市場性」ないしは「客観的な事象」に基づく価額とすべきである。但し、市場性のない有価証券について、評価減を検討する場合には、組合員が評価時点で受取れると合理的に期待できる金額（回収可能価額）を見積もる必要があり、その価額と客観的な事象に基づく金額とを比較していずれか低い価額を付さなければならない。

	市場性のある有価証券	市場性のない有価証券
評価増	決算日の最終の価格等	直近ファイナンス価額
評価減	決算日の最終の価格等	直近ファイナンス価額又は回収可能価額のいずれか低い価額

1. 決算日の最終の価格等とは以下の価格とする。
  - ① 証券取引所に上場されている有価証券は、主要な一証券取引所における最終の価格（決算日に公表される最終の価格がない場合、同日前直近において公表された最終の価格）とする。
  - ② 店頭売買有価証券は、証券業協会が公表する最終の売買価格（売買価格がない場合、売り気配の最安値又は買い気配の最高値とする。）とする。
  - ③ 上記以外の有価証券で市場性のあるものは、公表されている価格、売買価格又は気配等とする。
  - ④ 市場性のある有価証券で、権利落ちのあった株式で事業年度終了の日において当該株式に係る新株の発行がなされていないものについては、最終の価格に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額とする。
2. 直近ファイナンス価額は、新株の種類、株式数、発行価額、引受人を勘案し、適正な価格で実施したものと認められる場合に限られるものとする。
3. 評価額には、委託手数料等の取引に付随して発生する費用は含めないものとする。
4. 外貨建有価証券は決済日の直物為替相場を用いて換算する。但し、為替予約が付されている場合には、当該予約相場を用いて換算するものとする。
5. 株式の流動性等を勘案し、最終の価格等から割り引き評価することが望ましい。
6. 株主割当増資、株式分割等が実施された場合には、一株当たりの評価額を見直すものとする。なお、潜在株式がある場合にはその行使価格を考慮して一株当たりの評価額を算定しなければならない。
7. 転換社債、新株引受権付社債、新株引受権証券等は直近に行われたファイナンス価格に基づき算定した価額とする。

8. 投資直後においても、業績が見込みより著しく悪化している場合には、回収可能価額を見積らなければならない。
9. 回収可能価額を下記の区分に応じた簡便的な方法により見積ることも認められる。

ランク	状況	評価額
A	投資の短期的な状況について懸念がある場合	取得価額の75%
B	投資の長期的な状況について懸念がある場合	取得価額の50%
C	業績回復のため挺入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合	取得価額の25%
D	投資原価が回収される見込みがなくなった場合	備忘価額

10. 簡便法による回収可能価額は、投資先企業の状況に応じて、取得価額を基準とした評価増あるいは評価減を実施する。
11. 状況を具体的に例示すれば、下記の通りである。なお、その他資産価値に影響を与えらると思われる事象についても考慮する。
- ① 投資の短期的な状況について懸念がある場合としては、
- 業績が見込みより悪化
  - 事業計画が達成されていない
  - 業績が改善する見込みが不明
  - 資金繰りが悪化
- ② 投資の長期的な状況について懸念がある場合とは、
- 事業計画の実現が困難で、大幅な見通しが必要と判断される
  - 投資時点より純資産が半分以下となっている
  - 業績が回復する見込みが乏しい
  - 資金繰りが不透明
- ③ 業績回復のため挺入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合とは、
- 債務超過の状態が3年以上継続
  - 業績が回復する見込みがない
  - 事業計画の実現は不可能である
  - 資金繰りがいきづまる見込みがある

④ 投資原価が回収される見込みがなくなった場合とは、

- 和議・会社更正法申請
- 銀行取引停止
- 営業停止
- 経営者と音信不通
- 破産

### **「每事業年度経過後三月以内に」「その事業年度の」**

投資事業有限責任組合は契約で事業年度を定めることが必要であり、その毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に無限責任組合員が計算書類等を作成し、主たる事務所に備え置くことが求められる。

### **第 2 項(組合契約書等の備置)**

組合員及び債権者に対し、損益分配の割合、時価評価方法等組合契約の内容及び組合員の構成に関する情報を提供するため、組合契約書を主たる事務所に設置することを義務づけている。株式会社が定款、株主名簿を本店、支店に備え置き、株主、会社の債権者の閲覧に供するのと同趣旨である。

### **「公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその付属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)」**

商法では、第 281 条第 4 項によって計算書類につき監査役の監査を強制することで、不適切な計算書類が総会において確定されることを防止しようとしている。本法においても、開示される情報が真正であることを確保するために、公認会計士等による外部監査を義務づけるものである。

投資事業有限責任組合は法人格を有するものではないため、公認会計士又は監査法人による監査も、企業会計原則をそのまま適用するのではなく、その考え方を援用して行われるものであることから、監査の結果を記す書類について

も本法では「監査報告書」ではなく「意見書」という用語を用いている。

商法

第二百八十一条

④ 第一項ニ掲グルモノハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

### 第3項(組合契約書等の閲覧・謄写)

情報開示の対象に組合の債権者を加えているのは、株式会社の債権者と同様、債権者に組合の業務や財務の状況を知りうる手段を提供する趣旨である。

特に、投資事業有限責任組合においては、組合が債務超過となるような組合財産の分配を行った場合、債権者は当該分配を受けた金額の限りにおいて有限責任組合員の責任を問うことができるため(第10条第2項参照)、組合の損益の処理及び組合の資産状況に関する情報が必要である。

(組合員の責任)

第九条 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。

2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させるような行為があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。

## 【解説】

本条は、組合債務について、無限責任組合員及び有限責任組合員が負担する責任の内容を定めた規定である。

民法組合においては、法律上、組合員全員が組合の債務についてその損失負担の割合に応じて無限責任を負う（分割無限責任）ことになる。このため実務上は、組合契約において組合の金銭の借入を一切禁じることにより、実質的に組合員の責任を出資額の範囲に限定してきた。この結果、当初から組合員にその出資を全額履行させ、多額の資金を組合財産としてプールする資金調達方法が一般的となり、組合の投資効率を悪くする原因ともなってきた。また、組合による借入を組合契約で禁じたとしても、業務執行組合員が業務の執行に際して不法行為を行う場合や出資先企業その他から係争を起こされる場合など不測の事態が発生したときには、非業務執行組合員として組合に出資した投資家も、その出資額を超えて債務を負う可能性があった。

このため、本条は、投資事業有限責任組合においては業務を執行しない組合員の有限責任を法的に担保することを規定しており、本法の主要な柱となるものである。

## 第1項(無限責任組合員の無限連帯責任)

前述のとおり、民法組合においては、組合員は組合債務について各組合員の損失分担の割合（債権者がこの割合を知らないときは全組合員平等の割合）での分割債務を負う。これに対し、合名会社、合資会社の無限責任社員は、会社

債務全額につき無限連帯責任を負うこととされている（商法第 80 条第 1 項）。

この点、民法組合における組合員の責任を分割責任とする原則に関しては、組合員全員が業務執行権を有するという民法組合の特性からして批判があるところであり、解釈論としては問題となる組合の実態や債務の発生原因に応じて連帯債務を認めるべき場合を広げることによって妥当な解決を図るべきとの学説も存在するところである（鈴木祿彌編・「新版注釈民法(17)」（1993 年；有斐閣）134 頁）。

そして、投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員が複数存在する場合、各無限責任組合員はそれぞれ業務執行権限を有することから、上記民法組合における指摘及び合名会社及び合資会社の無限責任社員に関する商法の規定を踏まえ、本法においては、無限責任組合員は組合債務全額について連帯して責任を負うこととした。したがって、各無限責任組合員は、組合の負担する債務の全額をそれぞれ請求され得ることになる。

なお、本組合においては、民法組合と同様、破産に関する規定がなく、また、組合財産についての公示の義務付けや株式会社の資本金に相当するような組合財産の一定額維持を義務づける規定も設けられていない。したがって、本組合の組合員の個人財産は、民法組合と同様に、組合財産に対して補充性が認められない（各組合員は組合債務を弁済する際に、自らの個人財産からの弁済に先立ち組合財産による弁済を優先すべきであると債権者に対抗することができない）ものであると考えられる。

## 第 2 項(有限責任組合員の責任)

本項は組合債務に対する有限責任組合員の責任限度額を定める規定である。

本項に定める「出資の価額」とは、民法第 674 条及び第 688 条で規定される「出資の価額」と同旨であり、単に出資することを約束した金額ではなく、実際に出資された金額を指す。

民法

（組合員の損益分配の割合）

第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。



### 第3項(業務執行権を有すると誤認させる行為をなした有限責任組合員の責任)

商法第159条は、自己を無限責任社員であると誤認させるような行為があった有限責任社員(自称無限責任社員)につき、これを無限責任社員と信託して、その誤認に基づいて会社と取引をしたものに対し、その信託を保護して有限責任社員に無限責任社員と同一の責任を負わせる旨を規定している。これは英米法における禁反言の法理の一種の表われである。

本法においては、組合員を無限責任組合員と有限責任組合員とに分け、無限責任組合員が業務を行うこととしている。本項は、業務執行権のない有限責任組合員が無限責任組合員であると第三者に誤認させる行為(有限責任組合員があたかも無限責任組合員であるかのように組合事業を行う場合等)を行った際には、商法第159条と同様、その取引に関して当該有限責任組合員に対して無限責任組合員と同一の責任(すなわち連帯無限責任)を負わせる趣旨である。

なお、特定の行為が「業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させる」行為に該当するか否かは、行為ごとに個別具体的に判断するよりほかないが、本組合の共同事業(第3条第1項柱書)を行う者として有限責任組合員にも本来認められるべき権利ないし責務の行使は当該行為に該当しないことは当然である。具体的には、少なくとも以下のような行為は該当しないと考えられる。

- ① 無限責任組合員の被雇用者又は代理人になること。無限責任組合員が法人の場合には、その役員、株主になることを含む。
- ② 組合の事業について無限責任組合員から相談を受けること。
- ③ 組合に対し保証人となること、又は組合の特定の義務を保証すること。
- ④ 組合員集会の開催を求め、又はこれに参加すること。
- ⑤ 議決権の行使等により、以下の事項について要求若しくは承認をし、又は承認しないこと。
  - ・ 組合の解散
  - ・ 組合資産の売却、交換、担保提供、その他の譲渡
  - ・ 組合による債務負担
  - ・ 事業内容の変更
  - ・ 無限責任組合員の解任又は除名
  - ・ 有限責任組合員の除名
  - ・ その他組合契約で有限責任組合員の承認又は不承認にかからせるとさ

れている事項

商法

第百五十九条 有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト誤認セシムベキ行為アリタルトキハ其ノ社員ハ誤認ニ基キテ会社ト取引ヲ為シタル者ニ対シ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

(財産分配の制限)

第十条 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

## 【解説】

### 第1項(組合財産の分配制限)

民法においては組合員の同意で組合財産の分配をいつでも制限なく行うことができる。しかし、組合員の有限責任を法的に担保した本法においてこれを認めると、組合債務を逃れるために有限責任組合員に対する組合財産の分配が行われ得るため、本項は、財産の分配に一定の制限を設け、組合債権者に対する責任財産の最低限の維持を図るものである。

この点、民法組合と同様に、投資事業有限責任組合の組合員の責任については、組合に対して補充性が認められず、各組合員は組合債務を弁済する際に、自らの個人財産からの弁済に先立ち組合財産による弁済を優先すべきであると債権者に対抗することができない。その点では補充性を認める合資会社等よりも債権者の保護に厚いといえることができる。かかる観点から、本法においては、責任財産の維持の方法として出資金等の一定の財産の維持を義務づけるのではなく、米国のリミテッド・パートナーシップ法典の規定を参考として、全負債が全資産を上回るときには資産の分配ができないこととしたものである。

### 純資産額

ここでいう「純資産額」とは、組合の全資産から全負債を差し引いた残りの部分を指す。本法においては、その会計規則において資産を時価評価することを義務づけているが、本項の規定が存するがゆえに、不当な財産分配を行うために不当に未実現利益を時価評価として計上し、組合の債権者の権利を害することも考えられる。したがって、会計規則第17条において、ここでいう「純資

産額」に未実現利益を含まないこととした。すなわち純資産額は、取得価額若しくはそれより低い時価評価額又は実現価額で計算した資産から負債の額を引いた残りの額ということになる。

## **第 2 項(分配制限違反の場合における弁済責任)**

第 1 項において、債務超過の状態において組合員に対して組合財産を分配することを禁止したことを受け、それに反して分配が行われたときは、当該分配額部分につき、有限責任組合員も出資の価額を超えて組合債権者等の第三者に対して直接責任を負うことを定めた規定である。債務超過の状態では組合員に対して分配された組合財産は、本来は組合員各自の財産とすることができないからである。

### **債務超過の状態についての判断**

本法の組合における組合財産の分配においては、組合財産の資産状況、特に債務額と資産額との関係が重要な意味を持つことになる。すなわち、組合財産分配時に組合が債務超過であれば、その分配は本条第 1 項違反となり、第 2 項により有限責任組合員も分配を受けた金額の範囲で組合債務の弁済責任が発生するからである。

ここで問題になるのは、組合の資産を構成する財産のうち、未登録・未上場株式等取引市場のない資産については、分配時に必ずしも時価が明確には判明しない点である。組合の資産と負債の額が確定する決算前に分配された財産については、分配直後の決算時に組合が債務超過であれば、事実上、債務超過状態での分配がなされたと推定されることとなろう。これに対し、実際の分配時には債務超過でなかったことを組合員が主張する場合には、当該組合員が何らかの形で証明する必要があると考えられる。

### **「五年を経過したときは、この限りでない」**

投資事業有限責任組合は事業者へ迅速、継続的に資金供給を行うことを目的としており、そのための手段として有限責任組合員の有限責任を法的に担保するものであるから、有限責任性の担保が非常に重要な要素であることに鑑みる

と、有限責任組合員の責任について早期に権利関係を確定する必要がある。このため、債務超過の状態では各組合員に分配された財産に対する組合債権者の権利は、通常債権の消滅時効（10年）にかえて、5年の短期消滅時効を設けた。

### 第三章 組合員の脱退

(任意脱退)

第十一条 各組員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

#### 【解説】

本条は、組合員の任意脱退をやむを得ない理由のある場合に限定する趣旨である。投資事業有限責任組合の事業は、民法組合と同様に全組合員の共同事業（第3条第1項）であり、各組合員が自己の都合の良い時期に任意に脱退することを認めると、組合員の一部が利益を得た後に損失が発生する前に脱退するような事態が生じることが想定され、組合の共同事業性を損なうこととなる。また、組合の投資計画と無関係な投資資金の減少を来たし、本組合が存続期間中に投資を円滑に行い続けることが困難となりかねない。したがって、やむを得ない場合を除いて、各組合員は組合を脱退することができないこととした。

**「やむを得ない場合」**とは、民法第678条第1項及び第2項の「已ムコトヲ得サル事由アルトキ」と同趣旨と解される。例えば、無限責任組合員が組合契約に反した行為をしたために自己の利益が害された場合、組合の事業方針の変更により組合員の利益が著しく害され共同経営をするに耐えない状態に至った場合等である。

もちろん、「やむを得ない場合」に該当していない場合についても、組合契約において別途組合員の脱退の要件を定めることは自由である。逆に、いかなる場合にも脱退を許さない趣旨の組合規約は公序良俗に反して無効といわざるを得ないという趣旨の裁判例が存する（東京地判大11・12・1）。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

### 【解説】

民法第 679 条と同様の趣旨で、組合員は、死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判を受けたこと、又は除名のいずれかの事実の発生で当然脱退の効果が発生することとなる。

### (各号の解説)

#### ① 死亡 (第 1 号)

組合員が自然人である場合の規定である。死亡を脱退原因としているのは、相続人が当然に組合員たる地位を承継するものではないことを意味する。これは、組合契約は組合員相互間の信頼関係を基礎としているため、被相続人を信頼していても相続人を信頼するとは限らないことによる。したがって、組合員たる地位は相続又は遺贈の対象とはならない (前掲・新版注釈民法(17)168 頁)。

相続人は、相続した持分払戻請求権 (第 6 条第 2 項「その他の財産」に該当) を出資して組合員となることはできるが、その場合には相続人が組合員の持分を承継するのではなく、死亡組合員の脱退と相続人の加入とが生ずると考えられる。したがって、相続人は、残存組合員と加入契約を締結しなければならず、加入契約を締結しないで組合員たることを主張することはできない。

ただし、民法が死亡を脱退原因としているのは、組合員間の相互信頼関係だけを理由とするもので、組合員の利益保護のための規定であるから、組合契約であらかじめ相続を認めるときは、これを無効と解すべき理由はないと考えられている (前掲・新版注釈民法(17)169 頁)。したがって、本組合においても当初の組合契約で相続人の加入に関する事項が規定されて

いる場合には、新たに加入契約を締結しなくとも当該規定に従えば足りる。

また、死亡による脱退の場合、死亡組合員の相続人は組合員たる地位を当然には承継しないため、持分払戻請求権、組合債権者に対する責任その他死亡組合員の有する具体化した権利義務を承継するが、いまだ履行されていない出資義務等の義務を当然に承継するものではない。

② 破産手続開始の決定（第 2 号）

組合員の破産の場合には、組合員の有する持分を破産財団に加え、組合員の債権者に対する債務の弁済に充てなければ破産手続の目的を達し得ないので、組合員の債権者保護のために破産した組合員を組合から脱退させる必要があることから、組合員に関する破産手続開始の決定を脱退事由としている。債権者保護の観点から、破産手続開始の決定を脱退事由としない組合契約を締結することはできないものと解される。

③ 後見開始の審判を受けたこと。（第 3 号）

成年被後見人の行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、常に取り消すことができる（民法第 9 条）ため、組合員が後見開始の審判を受けた場合、当該組合員の行為の取消により他の組合員が影響を受けるおそれがあることから、脱退事由としたものである。したがって、破産手続開始の決定の場合と異なり、後見開始の審判を受けたことについては組合契約をもって脱退事由としない旨の定めをなすことを妨げない。なお、保佐・補助開始の審判を受けたことは脱退原因ではない。

④ 除名（第 4 号）

除名とは、特定の組合員の組合員たる資格を奪うことをいう。したがって、除名が行われれば当然に当該組合員は脱退することとなる。



## 第四章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第十三条 組合は、次の事由によって解散する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあっては、その事由が生じた日から二週間以内であって解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によって新たに無限責任組合員又は有限責任組合員を加入させたときは、この限りではない。

- 一 目的たる事業の成功又はその成功の不能
- 二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退
- 三 存続期間の満了
- 四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

### 【解説】

本条は投資事業有限責任組合の法定解散事由を定めたものである。解散とは、人的結合関係の解消及び合有的財産関係の個人的財産関係への還元を来すべき原因たる法事実をいう（前掲・新版注釈民法(17)182頁）。解散の効果については、法人の解散同様、解散により組合契約により組成された人的結合関係及び合有的財産関係が直ちに消滅するのではなく、単に組合がその目的たる事業（第3条第1項の範囲内で第3条第2項第1号により組合契約で定める事業）を執行するための積極的な活動をやめ、組合財産の整理たる「清算」をなすべき状態に入るに過ぎない。清算の終了によってはじめて組合は終了するのであり、解散後清算終了までの間は、清算の目的の範囲内において組合は依然存続する。

### 第1号(目的たる事業の成功又はその成功の不能)

本条第1号は、予定していた目的たる事業が達成され、あるいは確定的に成功の見込みがなくなった場合は、いずれも組合事業を継続させる理由がないことから、これを解散事由とする。（民法組合の法定解散事由について定めた民法第682条も同趣旨）

## 第 2 号(無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退)

第 2 号は、本組合は有限責任組合員と無限責任組合員とからなることが前提（第 2 条第 2 項）であるから、いずれか一方が全員脱退したときにはこの基本的な要件を満たさなくなるため、当然に解散するものとする。ただし、まだ解散の登記をしていない段階において、無限責任組合員又は有限責任組合員の全員が脱退した日から 2 週間以内に組合員を新たに加入させることにより、本組合の前提条件を再び満たすことになった場合には、解散は遡及的になかったものとして取り扱い、本組合としての存続を認めることとしている。

なお、本法には組合員の加入に関する規定は設けられていないが、民法組合においては、組合員の脱退が認められていること（組合員の一部が脱退しても組合契約は同一性を失わず、他の組合員間で存続する）（民法第 680 条、第 681 条）から、組合員の加入も認められるという考え方が学説（前掲・新版注釈民法(17)154 頁）、判例（大審院判決明治 43 年 12 月 23 日民録 16 卷 982 頁）である。

したがって、本組合においても組合員の加入は認められると考えられる。なお、本条に規定する「加入」とは、組合の外から新しい無限責任組合員又は有限責任組合員を加入させる場合に限らず、組合の中であって、有限責任組合員が新しく無限責任組合員となる場合等も含む。

なお、「加入」に際しては、「組合員の氏名及又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別」が組合契約書の記載事項とされている（第 3 条第 2 項第 4 号）ため、組合契約書の記載の変更が必要となる。

## 組合契約の変更について

組合契約の変更については、組合契約が全ての当事者間の合意によってなされることからすれば、組合員全員の合意を要するのが原則である。

もともと、民法上の組合契約についての一般論としては、組合契約の変更方法について、「組合の総組合員の一定割合以上の合意によって組合契約を変更することができる」旨の定めがされている場合には、このような特別の定めは有効であり、この定めにしたがって有効に組合契約の変更ができると解されており（前掲・新版注釈民法(17)53 頁）、投資事業有限責任組合においても同様に解することができると考えられる。

ただし、本条但書の場面においては、明文で「残存する組合員の一致によって」と規定している以上、たとえ法律の規定と異なる契約を定めたとしても、

その契約の効力が認められることは、法は予定していない（旬刊商事法務 1533号 53 頁実務相談室 法務省民事局第四課 畠山和夫 参照）。

### **第 3 号(存続期間の満了)**

第 3 号では、本組合においては必ず存続期間の定めが置かれる（第 3 条第 2 項第 7 号）ことから、存続期間の満了も当然に法定解散事由とされている。

### **第 4 号(組合契約に定める解散事由の発生)**

第 4 号では、以上の解散事由以外に組合契約で定めた解散事由についても法定解散事由とされている。

(清算人)

第十四条 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって他人を選任したときは、この限りでない。

### 【解説】

民法組合において組合が解散した際には、①総組合員共同、②総組合員の過半数で選任する者のいずれかが清算人となる。しかしながら、投資事業有限責任組合では、無限責任組合員が投資等の業務を行うこととされており、組合員全員による業務執行は想定されていないことから、原則として組合解散後においても無限責任組合員がそのまま「清算」業務を執行することとするのが適当であると考えられるため、かかる規定を置いたものである。ただし、総組合員の過半数をもって、無限責任組合員に代えて他の清算人を選任することも可能である。

清算人は、第 16 条で準用される民法第 688 条に従い、法人の清算人の規定（民法第 78 条）が準用され、現務の結了、債権の取立、債務の弁済及び残余財産の分配といった清算事務とともに、その他清算事務を行うために必要な一切の行為（組合債務の弁済のための組合財産の処分等）を行う。また、清算人が清算事務の範囲内で全組合員を代理する権利を有していることは、解散する前の無限責任組合員と同様である。

解散後における組合員の組合事業（第 3 条第 2 項第 1 号）に対する責任については、解散前と同然である。すなわち、無限責任組合員以外の者が清算人となった場合でも、当該清算人ではなく、無限責任組合員が引き続き組合事業に対する無限責任を負うことになる。これは、清算人は無限責任組合員と同様に全組合員の代理人となるとはいっても、あくまでも清算事務を行うものであり、組合事業を行う者ではないため、清算事務を含め組合事業につき生じる債務負担等の責任につき無限責任を負わせることは適当ではないからである。

ただし、清算人が清算事務の範囲（第 16 条で準用する民法第 688 条）を超えた行為をなし、それにより債務が発生した場合、当該行為は他の組合員との関係では無権代理行為に該当し、当該清算人が単独で責任を負うこととなる。

(清算人の業務執行方法)

第十五条 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

### 【解説】

無限責任組合員たる清算人、あるいは組合員の過半数により選任された清算人が数人いる場合は、民法第 686 条が民法第 670 条を準用するのと同様、第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用し、清算業務を清算人の過半数の決定によって行うことや、「常務」については各清算人が単独で行うことができること等を規定する。

## 第五章 民法の準用

(民法の準用)

第十六条 組合については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十八条（組合財産の共有）、第六百六十九条（金銭出資遅滞者の責任）、第六百七十一条から第六百七十四条まで（委任の規定の準用、業務執行者の辞任又は解任、組合員の業務及び財産の状況の検査権並びに組合員の損益分配の割合）、第六百七十六条（組合員の持分処分の制限及び組合財産分配の禁止）、第六百七十七条（組合債務者の相殺の禁止）、第六百八十条（除名）、第六百八十一条（脱退組合員の持分の払戻し）、第六百八十三条（組合員の解散請求）、第六百八十四条（解除の効力の不そ及）、第六百八十七条（組合員である清算人の辞任又は解任）、及び第六百八十八条（清算人の職務権限及び残余財産の分割方法）の規定を準用する。

### 【解説】

本法は、広く事業者に対する投資事業を行う法人格のない組合について、民法組合を土台としつつ、無限責任組合員以外の組合員について有限責任を法的に担保するとともに、組合員による情報入手の権利を充実させること等の目的の実現のために必要な範囲で民法と異なる仕組みを設けている。

したがって、その他の基本的な性格はあくまでも民法組合に準拠するため、本条において民法第2章第12節の中から組合に関する諸規定を準用している。

民法組合に関してこれまで長きにわたり蓄積されてきた学説、判例についても、投資事業有限責任組合において民法組合の性格を継承している部分については基本的に継承されるものと解される。

なお、本法の投資事業有限責任組合がこのように基本的に民法上の任意組合の性格を継承していることから、税務上の取扱いも民法上の任意組合に準じたものとなっている。

#### ・民法第668条【組合財産の共有】

「各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。」

この規定の準用により、民法組合と同様、投資事業有限責任組合においても組合財産は組合員の共有となる。

ただし、民法組合において、組合財産は総組合員の共有財産とされているが、実際には財産の分割請求権や持分処分の自由が認められていない、あるいは制限されている（民法第 676 条）。このような財産所有形態は、民法第 249 条以下の物権編に規定されている本来の意味の「共有」とは性質が異なり、講学上「合有」と称されている形態であり、投資事業有限責任組合においてもこの点は同様である。

#### ・民法第 669 条【金銭出資の不履行の責任】

「金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をすることを怠ったときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。」

組合は、出資を怠る者に対して、法定利息に加えて損害賠償請求ができることを定めるものである。

通常、金銭債務の履行を遅滞した場合には、法定利息の賠償（民法第 419 条）の規定が適用されるが、組合契約においては事業開始のために金銭出資が不可欠の要素であることから、組合財産の充実を図るため、出資者は法定利息に加えて、当該利息額以上に損害が生じた場合に損害賠償義務を負う旨を定めている。

なお、法定利息を請求する場合と異なり、法定利息以外の損害賠償請求を行う場合には、当該請求者が損害額を立証しなければならない。

#### ・民法第 671 条【委任の規定の準用】

「第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組合の業務を執行する組合員について準用する。」

投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員と有限責任組合員とが必ず存在し、無限責任組合員が組合の業務を執行することになっている。したがって、無限責任組合員には、民法第 671 条の準用により、民法第 644 条から第 650 条までの委任に関する規定が準用される。準用される委任に関する規定は以下のとおり。

- ・無限責任組合員は、組合契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって業務を執行する責任を負う（民法第 644 条準用）。

- ・無限責任組合員は、他の組合員の請求があれば、組合業務処理の状況を報告し、またある業務を処理した後において、遅滞なくその顛末を報告しなければならない（民法第 645 条準用）。この場合、無限責任組合員のみならず有限責任組合員に対しても、請求があれば業務処理の状況を報告しなければならない。
- ・組合業務を処理するにあたって、無限責任組合員が受領した金銭その他の物品及び収取した果実は、組合に引き渡さなければならない、また自己の名によって取得した権利もこれを組合に移転しなくてはならない（民法第 646 条準用）。ただし、無限責任組合員は、通常、組合財産を管理する権限を有するから、現実の問題としては、無限責任組合員の共同管理に移せば足りると考えられる。
- ・無限責任組合員は、組合に引き渡すべき又は組合のために使うべき金銭を自己のために費消したときは、利息支払および損害賠償義務を負う（民法第 647 条準用）。
- ・民法は、受任者は特約がなければ報酬を請求できないと定めている。組合においても、無限責任組合員は特約がなければ報酬を請求できないが、特約をもってこれを定めたときは、報酬を請求することが可能である（民法第 648 条準用）。
- ・組合業務を処理するにあたって無限責任組合員が費用を立て替えたときは、他の組合員は立替費用及び利息償還義務を負う（民法第 650 条準用）。
- ・その他、委任の規定の準用によって、他の組合員は無限責任組合員に対し費用前払義務（民法第 649 条準用）、債務弁済義務（民法第 650 条第 2 項準用）、損害賠償義務（民法第 650 条第 3 項準用）等を負う。
- ・**民法第 672 条【業務執行組合員の辞任及び解任】**
  - 「① 組合契約で一人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。
  - ② 前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によって解任することができる。」



無限責任組合員は、民法組合における業務執行者に該当するため、民法第 672 条を準用して、正当な事由がないときは辞任できず、また解任されることもないこととしている。また、無限責任組合員を解任する場合の決議要件についても同条を準用して、他の組合員の一致を要件とする旨定めている。

#### ・民法第 673 条【組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査】

「各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。」

民法第 673 条は、組合事業の共同性、組合財産の共有性を理由として、各組合員につき、自己の利益を保全するために、直接業務執行に関与していない場合でも、自ら帳簿を検査したり、財産の有無を調査したりできるなどの権限を認めるものである。

各組合員は、本条に基づき、直接業務執行に関与しているか否かにかかわらず、共同事業の一員及び組合財産の共有者としての組合員たる資格において、組合業務が適当に執行されているかどうか、組合財産は完全なる状態にあるかどうかを検査する権利を有する。

#### ・民法第 674 条【組合員の損益分配の割合】

- 「① 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。
- ② 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。」

組合の活動を通じて取得した資産や負債は組合財産を構成し、総組合員の共有に属しているが、組合の損益については、組合内部において各組合員に利益は分配され、また、損失は分担される。その際、利益と損失の分配は組合契約等に定めがあれば当該定めに従うこととなるが、民法第 674 条では、契約によりその割合が定められていない場合は、出資額に応じてこれを決するとしている。

民法第 674 条が本法に準用される場合には、組合員が有限責任組合員と無限責任組合員とからなり、有限責任組合員については組合債務に対する責任がその出資の金額の範囲に限定されていることから、有限責任組合員の出資の履行額の範囲を超える損失については無限責任組合員がその責任を負うこ

ととなる。

・ **民法第 676 条【組合員に対する組合の債権者の権利の行使】**

「組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。」

組合の財産は専ら組合事業のために利用され、また、組合債権者のための責任財産となるべきものである。このような財産について一部の組合員が持分を処分することにより、組合員全員の共有財産たる組合財産の上に組合員以外の第三者の持分が生じ、あるいは組合財産が一部の者の都合によって分割されてしまうとすれば、組合財産を利用した事業計画をたてることが困難となり、組合事業の遂行に支障を来すことになる。また、組合持分の処分を任意に認めることは、組合財産の共有を通じた組合員相互間の結合ひいては共同目的のための人的結合に矛盾するものである。そこで、民法第 676 条は、組合員の持分処分を制限し、かつ清算前の組合財産の分割請求も認めないこととしている。

・ **民法第 677 条【組合の債務者による相殺の禁止】**

「組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。」

本条は、組合の債務者すなわち組合の取得した債権の債務者が、当該債務と組合員に対して個人的に有する債権とを相殺することを禁ずる規定である。このような相殺を認めてしまうと、組合員個人の債務のために組合財産が減少してしまい、結果的に清算前の分割を認めたに等しい結果となるため、かかる組合の目的にとって望ましくない事態が生ずることを防ぐ趣旨から設けられている。

・ **民法第 680 条【組合員の除名】**

「組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。」

投資事業有限責任組合も、組合員の人的信用を基礎とするものである点は、民法組合と同様である。したがって、投資事業有限責任組合においても民法組合と同様に、組合員の中にその信用を失う行為をなす者がある場合には、これを組合から排除する途が必要であることから、民法の除名に関する規定を準用している。民法第 680 条は、この除名制度が一部の組合員が理由なくして他の組合員を排除するために濫用されることを防止するため、組合員の除名は、正当の事由がある場合に限り、他の組合員の一致をもって行うことができるものとされ、かつ除名した組合員の除名決議の通知をしなければその組合員に対して除名を対抗できないこととしている。ただし、この除名要件に関する規定は強行規定ではなく、組合契約において別段の定めをすることは差し支えないと解されている（前掲・新版注釈民法(17)177 頁）

#### ・民法第 681 条【脱退した組合員の持分の払戻し】

- 「① 脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時における組合財産の状況に従ってしなければならない。
- ② 脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。
- ③ 脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。」

組合員は脱退により組合員たる資格を喪失することから、組合員として有する権利及び出資義務も消滅する。その結果、脱退者と組合との間の財産上の関係も清算する必要性が生じる。当該清算をなすに際しては、他の組合員に対する影響及び組合債権者の利益の保護も問題となる。こうした観点を考慮に入れて、民法第 681 条では脱退組合員の持分の払戻しについての規定を設けている。

#### ・民法第 683 条【組合の解散の請求】

- 「やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の解散を請求することができる。」

民法組合においては、組合員の人的結合関係が重要であるため、当該関係が著しく損なわれた場合においても組合を存続させておくことは望ましくない。他方で、組合の解散を安易に認めることは、組合員のみならず、組合と

取引をする者にも不測の損害を与えることとなる。このような観点から、組合員による組合の解散請求はやむを得ない事由あるときに限り認めることとされている。

「やむを得ない事由」とは、経済環境の変化、組合の財産状態の悪化、組合員間の不和等により組合の目的を達成することが著しく困難な状況になり、これらを打開する相当な手段がないとき等がこれに該当すると解されている。ただし、組合員間に不和が存する場合でも、組合の存続についての不満を有する組合員の脱退又は除名により解消され得る場合には、解散事由たり得ないと解される。

紛糾を避ける観点から、実際にいかなる場合に解散が認められるかについては、あらかじめ組合契約で内容、手続等を定めておくことが望ましい。

なお、解散請求の意思表示を受領することは無限責任組合員の業務執行の範囲内の事項ではないから、無限責任組合員といえども一部の組合員に対してのみなされた組合解散請求の意思表示は無効であり、解散請求は他の組合員全員に対する意思表示によってなすことを要する。

#### ・ 民法第 684 条【組合契約の解除の効力】

「第六百二十条の規定は、組合契約について準用する。」

民法第 620 条は、賃貸借契約が解除された場合、当該解除は将来に向かってのみ効力を生じ、過去には遡及しない旨を定めている。これは、一般に契約が解除された場合に当該契約は遡及的に消滅し、当事者には原状回復義務が生ずると解されているところ（民法第 545 条）、賃貸借契約のような継続的契約につき遡及効を認め、原状回復を求めた場合、契約当事者の法律関係が複雑となることから、賃貸借契約につき解除の効果を不遡及とする特則を設けたものであり、他のいくつかの契約関係についても準用されている（民法第 630 条、第 652 条、第 684 条）。組合契約についても、組合が解散する際にこれまでの法律関係に遡及効を認めると、いたずらに法律関係が複雑になることから、組合契約の解除に関する効力を不遡及としている。

#### ・ 民法第 687 条【組合員である清算人の辞任及び解任】

「第六百七十二条の規定は、組合契約で組合員の中から清算人を選任した場合について準用する。」

組合員全員の合意で組合員の中から清算人を選んだときは、その清算人は辞任・解任が制限される。清算人としての職務を通じ組合員としての責務を果たすべきものとしての責任の重さから来る規定である。

・ **民法第 688 条【清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法】**

- 「① 第七十八条の規定は、清算人の職務及び権限について準用する。  
② 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。」

清算人が有する現務の結了、債権の取立て、債権の弁済及び残余財産の分配等の職務権限に関する規定であり、具体的には以下のとおり。

(1) 現務の結了（民法第 78 条第 1 項第 1 号の準用）

解散当時までの取引その他の業務に結末をつけることをいう。業務の結了に必要な限り、解散後に売買契約履行のために商品を買入れることや、第三者と新しい法律関係を結ぶことも含まれる。また、組合の解散後、組合財産に関する仮処分取消の申立をすることは現務の結了にあたり、清算人の権限に属し、それ以外の者は組合員でもこれをなすことはできない。

(2) 債権の取立（民法第 78 条第 1 項第 2 号前段の準用）

履行期の到来している債権の現実の取立のほか、例えば、相殺、和解、債権の譲渡換価、取立のためにする為替手形の振出等を含む。履行期の到来しない債権や条件付債権は、即座に取り立てることができないから、適宜に譲渡その他の換価処分をするか、又は残余財産として組合員中に譲渡すべきである。組合員の中に出资義務の履行を怠っている者があればその取立をすることもできる。そしてこれは組合の債務の償却に必要であるか否かは問わない。

(3) 債務の弁済（民法第 78 条第 1 項第 2 号後段の準用）

債務の弁済について、法人の清算に関する民法第 79 条以下の規定を準用していないのは、投資事業有限責任組合の場合には、解散しても無限責任組合員の個人的責任が残るために、債権者を害することはないからである。とはいえ、清算人はその職務として、組合債権者に不当な損害を蒙らせないようにする義務があり、組合財産をもってできるだけ組合債務を弁済するよう務めるべきである。また清算人は、組合債務について担保を供与し又は無限責任組合員の一部の者に金額債務の引受をさせるなど、適当な方

法を講じて、組合債権者に不当な損害を蒙らせないようにする義務がある。

清算人は、清算事務を善良な管理者の注意をもってなすべき義務を負っているから、この義務に違反して組合債権者に不当な損害を及ぼしたときは、清算人は債権者に対して損害賠償の義務を生ずる。

(4) 残余財産の引渡（民法第 78 条第 1 項第 3 号の準用）

残余財産とは、組合財産をもって組合債務を弁済した後に残存する積極財産の全部であって、出資を償還した残りではない。そして残余財産は組合に対して現実に出資された価額に応じて各組合員に分配される（民法第 688 条第 2 項）。ただし、組合契約中に解散の場合の残余財産の処分につき別段の定めがあればそれに従う。

(5) その他清算事務を行うために必要な一切の行為（民法第 78 条第 2 項の準用）

清算事務として必要な行為の範囲は、各場合によって決せられる。例えば、組合債務の弁済のために必要なときは組合財産を処分することができ、組合債権の弁済に不足額が生ずるときは、無限責任組合員から負担額の取立を行うことができるのはもちろん、有限責任組合員に対しても、弁済期を徒過し履行遅滞となっている出資義務がある場合には、当該出資について取立をなすことができる。

## 第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合の事務所
- 四 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

### 【解説】

#### 本章の趣旨

投資事業有限責任組合契約においては、無限責任組合員以外の組合員の有限責任が法的に担保されている。

なお、民法組合においても組合契約で特定の組合員について有限責任とすることは可能であり（民法第674条）、これを悪意の第三者に対抗できる（民法第675条）と解されているが、有限責任が法律上担保されているわけでない。

本法において有限責任組合員の有限責任を法的に担保する以上、本組合と取引関係に入ってくる第三者が、客観的に一部の組合員の責任制限が存在することを予期し得る（予見可能性の確保）ような公示制度を設けることが必要と考えられる。

公示の方法については、我が国では株式会社に代表されるように、組織体の内容を公示し取引の安全と円滑化及び商人秩序の保持を図る制度として一般的に商業登記制度が用いられていることから、本組合においてもかかる登記制度を活用することが、制度としての社会における認知度、公平性、利便性等の観点から妥当であり、国民の利便にも資するものと考えられる。登記のありかたについては、

- ① 民法組合は法人格を有さず、構成員たる組合員がなお独立の存在を有しているものの、全組合員が締結する組合契約によって共同目的を達成するために必要な限度で統制されており、そこに団体性が認められるところで

- あるが、この点は投資事業有限責任組合においても同様であること、
- ② 本組合には、組合財産につき組合員の「合有」である旨規定する民法第 668 条が準用されている点で、いわゆる「法人格なき社団（権利能力なき社団）」とも異なること（「法人格なき社団」においては、社団財産は構成員から完全に独立性を有し、構成員の持分の分割ないしその請求も認められない不可分のもの（構成員の「総有」）とされる）、
  - ③ 登記制度については、団体性が強固である、法人格を有する社団（株式会社、合資会社、中小企業等協同組合など）の登記から、団体性が希薄な、単なる契約（夫婦財産契約）の登記まで存在しているため、本組合のように、組合契約により一定の団体性は有するものの「法人格なき社団（権利能力なき社団）」にまでは至らないようなものについても、登記制度を創設することは法理論上可能であること、
  - ④ 現存する登記制度はすべて、法人の登記か契約の登記かいずれかの範疇に整理されること、

を考慮し、組合契約の登記という法形式により、一定制度で団体性が認められる組合契約の内容を公示する新たな登記制度を設けることとしたものである。なお、登記方法の細則については、第 33 条で準用される商業登記法第 120 条に基づき、法務省令により「投資事業有限責任組合契約登記規則」が定められている。

## 本条の解説

組合契約の効力の発生の登記について定めたものである。

投資事業有限責任組合は組合契約の締結のみにより成立するものであり、登記は本組合の成立要件ではない。しかし、本組合の組成後も無限責任組合員がいつまでも登記をしないことによって、有限責任組合員の有限責任等につき第三者に対する対抗力を発効させないという利益相反行為が起こるのを防止する必要があるとの観点から、組合契約の成立後、一定の制限期間内に登記をしなければならぬこととし、これに違反した場合には処罰事由となることとしたものである（第 34 条第 1 号）。

組合契約の効力の発生の登記における登記事項は以下のとおりである。

- ① 第 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事項（第 1 号）  
組合契約書の要記載事項を定めた第 3 条第 2 項中、第 1 号「組合の事業」、第 2 号「組合の名称」、第 6 号「組合契約の効力が発生する年月日」、第 7



号「組合の存続期間」をそれぞれ登記事項としたものである。

② 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所（第2号）

無限責任組合員の氏名・住所等に関する情報を登記事項としたのは、本組合においては無限責任組合員が組合業務の執行を一元的に行うこととされており、組合債権に対しても連帯した無限責任を負うことから、組合と法律上の利害関係を有することとなる第三者にとっては、無限責任組合員の氏名・住所等が、債権行使の対象、組合の業務執行者が誰か等を知る上で重要な情報であるためである。

また、本組合においては、組合員の共有財産である組合財産及び無限責任組合員の個人財産が組合債権者の引当になるため、組合債権者にとっては無限責任を負う無限責任組合員の氏名・住所等が登記簿上明らかとなっていれば十分である一方、有限責任組合員は自らの匿名性が担保されることを条件に投資事業組合への出資を行うのが通例であるため、有限責任組合員の氏名・住所等については登記事項としないこととしたものである。

③ 組合の事務所（第3号）

本組合の活動拠点たる事務所は、組合債権者等の第三者にとって重要な事項であることから、これを公示することとしたものである。

なお、組合契約書の記載事項について規定する第3条第2項第3号において「組合の事務所の所在地」とあるのを本条第1号で準用することとしなかったのは、「事務所の所在地」は事務所の存在する最小行政区画を意味するにとどまるのに対し、「事務所」は地名番地をも含んだ概念と解されていることによる。

④ 組合契約で第13条第1項から第3号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

本組合は、第13条第1号から第3号までに定める当然の解散事由のほか、組合契約で解散事由を定めることができる。組合債権者等にとっては、組合の解散事由は非常に重要な事由であり、予見可能性が確保されるべきものであることから、かかる解散事由を定めたときには公示させることとしたものである。

なお、「組合員の数の合計」については、平成16年12月1日付の改正で組合員の人数制限が撤廃されたことに伴い、登記事項から削除された。

(従たる事務所の新設の登記)

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

### 【解説】

事務所の新設は、組合の活動拠点を新たに設けるという意味で組合員及び債権者等の第三者に対して重要な意味を持つ（第8条第3項参照）ものであり、また、第17条では最初から従たる事務所が設置されている場合について登記することと規定されていることとの均衡からも、組合契約の成立の登記の後に従たる事務所を設けた場合についても規定を置くもの。

なお、第2項は、既に管轄登記所が存在する場合には、その管轄区域内に従たる事務所を設けても、新たに第17条（第1号から第3号、第5号）の事項を登記する必要はないので、従たる事務所の新設の旨だけを登記すればよいことを確認的に規定したものである。

(事務所の移転の登記)

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

### 【解説】

組合の事務所の設置について登記するものと規定されていること（第17条、第18条）とのバランスからも、組合契約の成立の登記の後に事務所を移転した場合についての規定を置くもの。

すなわち「事務所」の移転は、組合の活動拠点の移動を意味するとともに、それが主たる事務所の移動であれば組合債権者等が組合事業につき情報を得ることのできる場所（第3条第3項）の変更をも意味するので、その旨速やかに公示すべき旨を定めたものである。

第2項は、前条同様、同一登記所の管轄区域内における事務所の移転のケースを規定する。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

### 【解説】

登記事項に変更が生じることは、組合契約の変更をも意味し、組合関係者の利害に重大な影響を及ぼしうるため、第三者に対し速やかにその変更の内容を公示し、周知することを趣旨として設けた規定である。

いわゆる登記事項の変更とは、既に登記された事項の変動・消滅のほか、未だ登記されていない事項の追加をも包含するものである。

ただし、特に従たる事務所の新設や事務所の移転については、組合が営利活動を行う上で、登記事項の変更の中でも特に頻繁に起こりうることであるため、本条に先立って別個に規定している（第 18 条、第 19 条）。

また、この変更には、無限責任組合員の住所の変更や事務所の所在地の行政区画の変更も含まれるが、行政区画又はその名称の変更があったにすぎない場合には、商業登記法第 26 条の準用により、当該変更による登記があったものとみなしている。

### 組合契約の変更の際の添付資料について

登記事項のうち、組合契約で定めるべき事項の変更登記を行う場合、当該登記の申請に必要な添付書類は以下のとおり。

#### (1) 組合契約変更の要件が組合員の全員一致の場合

この場合には、登記の添付資料としては組合契約の変更に係る変更契約書を添付すればよいとされ、また変更契約書には組合員全員が署名することを要するものと解されている（平成 10 年 10 月 22 日付法務省民事局第四課第 2050 号民事局長通達）。

しかしながら、組合員が多数いる場合や組合員が海外にいる場合等には、組合契約の変更後 2 週間以内に組合員全員が署名した変更契約書を準備することが困難であるため、変更契約書に代わる書面を登記事項の変更の登記の添付書類とすることが認められている（平成 15.2.6 中庁 3 中小企業庁

事業環境部長照会、平成 15.2.18 民商 466 民事局長回答)。

これによれば、組合員全員の合意により組合契約が変更された場合には、①組合員全員の合意によって組合契約が変更されたこと、及び②当該変更の内容が証明される必要があり、これらを適切に証明する書面であれば、登記事項の変更を証する書面に該当すると解される。

したがって、例えば、組合員全員の合意により組合契約が変更されたこと及び当該変更の内容を無限責任組合員が証明した書面であって、その者の記名押印があるものであれば、これをもって添付書類とすることが可能である。

(2) 組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約が変更された場合

この場合、①組合契約に「組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約を変更することができる」旨の定めがあることが証明される必要があり、加えて②当該定めにしたがって組合契約が変更されたこと及び③当該変更による組合契約の変更の内容が証明される必要があり、これらを適切に証明する書面であれば、「登記事項の変更を証する書面」に該当する。

具体的には、「組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約を変更することができる」旨の定めのある組合契約書並びに組合契約に定める割合以上の組合員の合意により組合契約が変更されたこと及び当該変更の内容を組合の業務執行員である無限責任組合員が証明した書面であって、その者の記名押印があるもの等であれば、添付書面とすることが可能である(平成 15.2.6 中庁 3 中小企業庁事業環境部長照会、平成 15.2.18 民商 466 民事局長回答)。

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

### 【解説】

無限責任組合員の選任無効若しくは取消しの訴え等の提起があったときは、管轄裁判所は、当事者の申立によって無限責任組合員の業務の執行を停止し、またはこれを代行する者を選任する旨の仮処分を発することができる。(民事保全法第23条第2項)

民事保全法

(仮処分命令の必要性等)

第二十三条

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

無限責任組合員の氏名・住所等が公示されている以上、業務執行停止等の仮処分がなされた場合についても公示されるべきであることから、本条を設けたものである。

なお、この登記は、民事保全法第56条により、仮処分をした裁判所の書記官による管轄登記所への嘱託によりなされることになる。

民事保全法

(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)

第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これ

らの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

(解散の登記)

第二十二條 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

**【解説】**

組合の解散は組合事業の停止と組合財産の清算をもたらすものであり、組合関係者の利害に関わる場所が大きいので、第三者に対し速やかに当該解散の事実を公示することを要求するものである。



(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があったときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地において三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

### 【解説】

清算人が行う清算事務には、現務の結了のほか、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の分配等が含まれており、誰が清算人となるかは組合の利害関係者にとって重要な関心事項であるため、清算人の氏名又は名称及び住所を登記・公示することとしたものである。

ちなみに、法人格を有する組合（中小企業等協同組合法の組合など）においては清算人の登記を定めた独立の規定は置かれていない。同法の組合では、組合解散時には依然として組合が法人格を有しており、清算人が組合代表者となることから、設立の登記における登記事項中の「代表権を有する者の氏名、住所、資格」（同法第 83 条第 2 項第 7 号）につき従来の理事等から新たに清算人になった旨の変更の登記（同法第 86 条）をすることで足りるからである。

これに対し、本法においては、組合が法人格を有しないため「代表権を有する者」の登記はそもそも観念し得ないことから、法人格を有する組合とは異なり、無限責任組合員の登記とは別途清算人の登記を設けることとしたものである。

第 1 項は、無限責任組合員が清算人になる場合について定め、登記事項については清算人の氏名又は名称及び住所とする。なお、本組合の清算人については、民法組合における清算人と同様、代表清算人の制度を設けていないことから（第 15 条、第 7 条第 2 項、同条第 3 項）、商法第 123 条【清算人の登記】第 1 項第 2 号「清算人ニシテ会社ヲ代表セサル者アルトキハ会社ヲ代表スヘキ者ノ氏名」に相当する条項は設けられていない。

第 2 項は、無限責任組合員以外の者が清算人に選任された場合について定める。登記の制限期間、登記事項は前項と同様である。

第 3 項において、第 20 条を準用しているのは、上述のように清算人は組合の利害関係者にとって重大な関心事項であるため、その変更についても登記を要求したものである。また、清算人の業務執行停止の仮処分等が行われる場合もありうるため、第 21 条も準用する。

(清算終了の登記)

第二十四条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

### 【解説】

清算事務（現務の結了、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の分配等）の結了によってはじめて、投資事業有限責任組合と第三者・組合員との関係が完全に終結することとなるので、清算終了について登記・公示させることとしたものである。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

### 【解説】

本条は、本法における登記の管轄登記所及び登記簿について定める。

商業登記と同様、組合の事務所の所在地を管轄する法務局、地方法務局又はその支局、出張所が管轄登記所として投資事業有限責任組合契約登記簿を備え、一般の閲覧に供する。(第 33 条において準用する商業登記法第 10 条等)

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十二条から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

## 【解説】

無限責任組合員ないし清算人は、組合事業ないし清算事務の執行を総組合員より委任されたものであり、本法に定められた登記事項の変動を最もよく知りうる立場にあることから、無限責任組合員ないし清算人を当事者として登記申請させることを規定し、第 33 条において準用する商業登記法第 14 条にいう「当事者」には無限責任組合員又は清算人が該当することを明らかにしている。

なお、第 21 条の無限責任組合員の業務執行停止等の登記については、裁判所書記官の管轄登記所への囑託によりなされることとなる（第 33 条において準用する民事保全法第 56 条）ので、本条では除外してある。

また、第 2 項において、無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面を申請書に添付しなければならないと規定しているのは、法律上の申請義務者が法人であっても、実際に登記所に出向くのは自然人である当該法人の代表者ないしその代理人となることによる。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)  
第二十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。

### 【解説】

組合契約の効力の発生の登記における申請書の添付書類を定めるものである。登記の申請が、申請権限を有する無限責任組合員によってなされているか及び登記申請内容が組合契約と合致するかどうかを証明するために、組合契約書(正本でなければならない)の添付を要求している。

ちなみに、夫婦財産契約の申請に際しては夫婦財産契約書(又は管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する審判の謄本、若しくは管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する契約書)(非訟事件手続法第123条)、合資会社の設立の登記の申請に際しては定款(商業登記法第77条、第55条第2項)を添付するものとされている。すなわち、これらの登記においては、当事者間における財産契約、団体の事業内容、業務の執行者の定めに関する書面が付属書類として要求されている。この点、投資事業有限責任組合においては、これらの内容はすべて組合契約に含まれているため、組合契約書を付属書類として規定することとしている。

なお、組合契約の効力の発生の登記の際に申請書に添付した組合契約書については、当該契約書と相違がない旨を記載した謄本と引替に還付を受けることができる。これを原本還付といい、本条から第32条までの添付書面いずれについても同様に原本還付を受けることができる。

ちなみに、組合契約書等の添付書面(登記簿の付属書類となる)の閲覧については、匿名性が重視される有限責任組合員等の情報の不適切な漏洩を防ぐ政策的必要性から、本組合に対する執行力がある債務名義の正本を有する場合等、ごく特殊な事情に限って認められる旨、全国の法務局及び地方法務局へ通達がなされているところである。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

**【解説】**

本条は、事務所の新設又は移転があった場合又は第17条の登記事項に変更があった場合における変更の登記の添付書面について、当該変更を証する書面の添付を義務づけたものである。

具体的には、事務所の新設若しくは移転についてはその旨全組合員が承認した文書（変更した組合契約書でももちろん可）、その他第17条に掲げる事項の変更については変更後の組合契約書等がこれに当たる。

(解散の登記の添付書面)

第二十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

### 【解説】

解散の登記の申請書における添付書面として、解散事由の発生を証する書面を規定する。

解散事由の発生とは、具体的には第12条で定める解散事由（①目的たる事業の成功又はその成功の不能、②無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退、③存続期間の満了、及び④組合契約で①から③以外の解散の事由を定めたときは、その事由）である。



(清算人の登記の添付書面)

第三十条 総組合員の過半数をもって選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があったことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

### 【解説】

清算人の登記において、第14条第1項ただし書の規定により総組合員の過半数をもって清算人が選任された場合には、組合員の過半数の一致があったことを証する書面のほか、その者が清算事務を受任したことを証する書面も添付書類として必要とするもの。

なお、本条は無限責任組合員がそのまま清算人となる場合の登記については添付書面を要求していないものの、合資会社においては業務執行社員が清算人となった場合の登記の添付書面として定款を要求している（合名会社の社員も同様）。

合名会社や合資会社においてこのような取扱いがされているのは、合名会社や合資会社の無限責任社員は必ずしも業務執行権を有しているわけではなく、しかもその業務執行権の有無は登記簿上明らかではなく、定款を見なければ判明しないからである（商法第70条参照）。これに対し、投資事業有限責任組合では無限責任組合員が必ず業務執行権を有しており、かつ、このことが登記簿上も明らかであることから、無限責任組合員が清算人になった場合にはその登記に添付書面を必要としないこととしたものである。

**「総組合員の過半数の一致があったことを証する書面...を添付しなければならない」**

投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員が清算人となるほか、総組合員の過半数をもって他人を清算人として選任することができることについては、第14条第1項参照。

**「その者が受任したことを証する書面を添付しなければならない」**

本組合の清算人は、総組合員から清算事務の委任を受けた者である。商業登記法第 62 条第 2 項では、清算人の選任の登記の申請書に「就任を承諾したことを証する書面」を添付するものとしているが、本組合の場合の清算人は総組合員との間に清算事務についての委任契約を結んだ者であるため、自らの「受任を証する書面」を添付すれば足りる。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

第三十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

### 【解説】

清算人の登記を変更する登記の申請の際の添付書面について定めたものである。

#### 第1項(清算人の退任による変更の登記)

「**清算人の退任**」とは、清算人がその地位を退く一切の場合を含む。清算人の退任とは、辞任、解任、死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判を受けたことなどがある。退任を証する書面としては、辞任届、組合員による解任があった場合の組合員全員の一致があったことを証する書面、死亡診断書、破産手続開始の決定書、後見開始の決定書等が想定される。

#### 第2項(清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記)

清算人の登記について規定する第23条は、第20条の変更の登記の規定を準用しているところ、清算人の登記の添付書面についても、変更の登記の添付書面について定める第28条と同様の規定を設けるのが当然であることから、こうした規定をおいたものである。

しかしながら、第28条本文が事務所の新設や移転の登記の添付書面についても含めた規定の仕方となっていることから、清算人の登記への準用に適さないため、本条で第2項を別個に設けている。

(清算終了の登記の添付書面)

第三十二条 清算終了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。

### 【解説】

清算終了の登記に関しては、清算事務（組合財産の処分及び組合と組合の利害関係人との権利関係の整理）がすべて終了したことを担保するために、総組合員が作成した、組合財産の処分が完了したことを証する書面を、登記申請書に添付することを要求するものである。

合名会社や合資会社の清算においては、定款又は総社員の同意により決定した財産処分方法に沿った清算である「任意清算」（商法第 117 条）と、任意清算以外の場合の清算方法である「法定清算」（商法第 120 条。同法第 121 条から第 135 条までに手続規定あり）があるが、清算人が就任するのは後者の場合である。

他方、投資事業有限責任組合においては、民法組合と同様（民法第 685 条参照）、解散後必ず清算人が就任することとされているが（第 14 条）、合名会社や合資会社の清算人のような法人の代表者ではなく、民法組合における清算人と同様あくまでも総組合員の代理人である（大審院大 14.5.2 民集 4.238 判決）と解されることから、清算業務をする際には本人たる総組合員のためにすることを相手方に示し、かつその法律行為の効果は総組合員に帰属することとなる。

このことから、本組合の清算人が清算業務を結了した場合における登記の申請書への添付書面としては、商業登記法第 64 条第 1 項（任意清算終了の登記の添付書面）と同様、総組合員の名義で作成された証書がふさわしいと考えられるため、こうした規定を設けたもの。本組合を成立させる組合契約書が全組合員の名によって作成されるものであること（第 3 条第 2 項）とも均衡がとれた条項となっている。

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十八条まで、第十九条の二から第二十三条まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第二十七条（類似商号登記の禁止）、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項（合名会社の登記）及び第七十条から第七十二条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）並びに民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の囑託）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

## 【解説】

我が国では、株式会社に代表されるように、組織体の内容を公示することにより取引の安全と円滑化及び商人の信用の保持を図る制度として、一般に商業登記制度が用いられている。

本法に基づく組合契約は組織・管理の基本が定められており、そこに一定の団体性が認められることとなるから、本法の登記は、契約の登記ではあるものの、夫婦財務契約の登記が準用する不動産登記（非訟事件手続法第125条参照）ではなく、商業登記に準じた取扱いがされることが望ましいと考えられる。

また、登記事務を取り扱う登記所には、商業登記事務を取り扱う登記所（併せて不動産登記事務も取り扱うところもある）と、不動産登記事務のみを取り扱う登記所があるが、登記所側及び登記所利用者側双方の利便性を考慮しても、商業登記事務を取り扱う登記所で本組合の登記事務がなされることが適切と考えられる。

以上のような理由から、本法における組合の登記については、不動産登記法ではなく商業登記法の諸規定を準用することとしたものである。（ただし、各準用条項の解釈にあたっては、契約法制であることに伴い法人における場合とは若干の相違がある点に留意すべきである。）

また、第 19 条において、裁判所が無限責任組合員の業務執行停止等の仮処分をした場合の登記について定めているので、当該仮処分を下した裁判所による管轄登記所への当該登記の囑託についての規定を置く必要があるため、法人の代表者ないし役員の業務執行停止の仮処分等の登記の委託について定める民事保全法第 56 条を準用するとともに、所要の技術的読み替えをする。

注) 参照頁

民事保全法第 56 条については 116 頁参照。

なお、本条において準用する商業登記法の条項及び特に論点となるものの解説は以下のとおり。

- ・ 第 2 条（事務の委任）
- ・ 第 3 条（事務の停止）
- ・ 第 4 条及び第 5 条（登記官）
- ・ 第 7 条（登記簿等の持出禁止）
- ・ 第 8 条（登記簿の滅失と回復）
- ・ 第 9 条（登記簿等の滅失防止）
- ・ 第 10 条（登記事項証明書の交付等）
  - 「① 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。」
- ・ 第 11 条（登記事項の概要を記載した書面の交付）
  - 「何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。」
- ・ 第 11 条の 2（附属書類の閲覧）
  - 「登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十七条第四項に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。」

登記事項証明書及び登記事項の概要を記載した書面の交付を何人でも請求することができるのは当然である。

問題は、登記簿の附属書類の閲覧についてであるが、登記簿の附属書類である組合契約書等については、匿名性が保たれることを条件に投資事業有限責任組合に出資することが多い有限責任組合員を保護する政策的必要性等があることから、閲覧に要する「利害関係」を特に厳格に解する必要がある。かかる観点から、投資事業有限責任組合契約登記簿の附属書類の「利害関係を証する書面」（投資事業有限責任組合契約登記規則第 5 条）と

は、組合に対する執行力がある債務名義の正本及び申請人の印鑑の証明書であって市区町村長の証明したもの等がこれに該当する旨、法務本省より全国の法務局、地方法務局へ通達がなされているところである。

- ・ 第 12 条（印鑑証明）
- ・ 第 12 条の 2（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）
- ・ 第 13 条（手数料）
- ・ 第 14 条（当事者申請主義）

「登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の囑託がなければ、することができない。」

「**当事者**」とは無限責任組合員又は清算人を指す。投資事業有限責任組合は法人格がない人的結合関係であるに過ぎず、権利能力なき社団にすら該当しない（第 17 条の解説 **本章の趣旨**参照）ことから、法人の場合（商法第 9 条）とは異なり、組合自体をここにいう「当事者」と解することはできない。また、本法の登記は我が国第 2 番目の契約の登記制度であるが、最初の契約の登記制度として創設された夫婦財産契約の登記においては契約者双方の申請を有するものとしている（非訟事件手続法第 123 条第 1 項）のに対し、本法は第 26 条において業務執行権を有する無限責任組合員又は清算事務執行権を有する清算人を単独で申請していることから、その他の組合員もここにいう「当事者」と解することはできない。

「**官庁の囑託**」とは、準用される商業登記法第 56 条に基づき無限責任組合員又は清算人の業務執行停止等の登記を裁判所書記官が管轄登記所に対して囑託する場合等を指す。

「**法令に別段の定めがある場合**」とは、登記官が、投資事業有限責任組合に関する登記が、本条により準用される商業登記法第 109 条第 1 項各号に該当することを発見したときに、本条により準用される同法第 110 条及び第 112 条に基づき職権で登記を抹消する場合等である。なお、登記に錯誤若しくは遺漏又は無効原因がある場合に、無限責任組合員以外の者（「当事者」には該当しない）が無限責任組合員を相手取って更正（第 107 条）ないし抹消（第 109 条）の申請をすべき旨の訴えを提起し、その結果勝訴判決を得た原告が被告に代わって当該登記の申請する場合もあり得る。この場合、勝訴した原告は、商業登記法第 107 条ないし第 109 条にいう登記の「当事者」にはあたらないものの、当事者たる被告の代理人として登記の申請をすることが特別に認められることとなる。（法務省民事局長通達 昭和 30.6.15 民事甲第 1249 号）

- ・ 第 15 条（囑託による登記）
- ・ 第 16 条 削除

・第 17 条（登記申請の方式）

「① 登記の申請は、書面でしなければならない。

② 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所

二 代表人によつて申請するときは、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

③ 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。」

第 1 項においては、登記の申請について要式行為とするために、口頭での申請を許さず、必ず書面によらなければならない旨定められている。

第 2 項及び第 3 項においては、申請書の一般的な記載事項が定められている。ここにおいて「**申請人**」とは、本法においては無限責任組合員又は清算人を指す。法人格がなく、かつ権利能力なき社団にも該当しない投資事業有限責任組合は、登記の主体として取り扱うことはできないことから、本法における登記については特別に、無限責任組合員又は清算人が当事者として申請し登記する投資事業有限責任組合契約の登記とすることとして立法されたものだからである（第 26 条、第 33 条が準用する商業登記法第 14 条参照）。この点、法人の登記においては「申請者」が当該法人自体であり、代表者は申請人の一機関であるに過ぎないとされている点と異なる。

なお、「**又はその代表者**」とは、投資事業有限責任組合においては自然人でも法人でも等しく組合員となることが可能であることから、申請人たる無限責任組合員又は清算人が法人である場合における代表者を想定しているのであり、無限責任組合員又は清算人を指すのではない。

・第 18 条（申請者の添付書面）

・第 19 条の 2（申請書に添付すべき電磁的記録）

・第 20 条（印鑑の提出）

・第 21 条（受付）



- ・第 22 条（受領証）
- ・第 23 条（登記の順序）
- ・第 23 条の 2（登記官による本人確認）
- ・第 24 条（申請の却下）

第 1 号から第 9 号まで（第 1 号～管轄違い、第 2 号～非登記事項、第 3 号～既登記事項、第 4 号～無権限者の申請、第 5 号～当事者・代理人の不出頭、第 6 号～不適式な申請書、第 7 号～印鑑の不提出・印鑑違い、第 8 号～必要書面の不添付、第 9 号～申請書等の記載の抵触）の手續上の形式的却下事由及び第 10 号（無効、取消原因のある登記事項）。

第 11 号（経由すべき登記所の不経由）及び第 12 号（同時申請の違反）

第 13 号（類似商号の登記）

第 14 号（使用禁止商号の登記）

第 15 号（商号抹消会社の他の登記申請）

第 17 号（登録免除税法の不納付）

- ・第 26 条（行政区画等の変更）
- ・第 27 条（類似商号登記の禁止）

「商号の登記は、同市町村内においては、同一の営業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができない。」

本法において商業登記法第 27 条を準用した趣旨は、

- ① 無限責任組合員が多数の投資家に呼びかけて投資事業有限責任組合を組成していくという本法の健全な運用実施を担保するため、異なる組合の無限責任組合員が同一事業を営む類似名称の組合の組合契約を同市町村内において登記することを禁止することにより、先に登記した組合の無限責任組合員の信用及び名声を保護すること。
- ② 紛らわしい組合名称の濫用によって生ずる恐れのある損害から一般人を保護すること

であり、第 5 条（名称）第 3 項の商法の準用と同趣旨である。ただし、投資事業有限責任組合契約は契約であるため、同一の無限責任組合員が同時に複数の投資事業有限責任組合契約を締結して複数の組合の無限責任組合員を兼任することは多々あると想定されるが、このような場合に、同一の無限責任組合員が類似の組合名の組合契約を同市町村内に登記することを妨げる趣旨ではない。

すなわち、

- ① 法人の登記の場合に当該法人自体が当事者となり（商法第 9 条）、代表者自身は当事者ではないのと異なり、本組合契約の登記の当事者は無限責任組合員又は清算人である（第 26 条、準用される商業登記法第

14条) (\*「商号」にあたる「組合の名称」を登記する当事者は無限責任組合員組合員に限られるため、以下清算人については触れない)。したがって、本条にいう「他人」には当該無限責任組合員は含まれないこととなる。

(参考) これに対し、法人の登記の場合には、当該法人自体が登記の当事者となり保護の対象となるため、たとえ同一の代表者を有する法人を新たに登記しようとする場合であっても、登記当事者としては別人格と扱われることから、「他人」には既に登記された同一代表者が含まれることとなる。

したがって、本条にいう「同一営業のため他人が登記したもの」とは、「同一の事業(第3条第2項第1号)を行うために異なる無限責任組合員が投資事業有限組合契約を登記した際に登記された組合の名称」を意味すること、

- ② 全く同一の無限責任組合員を擁する複数の類似した組合名称の投資事業有限責任組合が併存する場合であっても、投資事業有限責任組合の法律行為等の業務執行は無限責任組合員によって自己の名において一元的に行われ(第7条第1項)、また、当該業務執行を通じて第三者に対して損害を与えた場合には、当該無限責任組合員が連帯無限責任を負って債務を弁済することとなる。

(参考) これに対し有限会社や株式会社の登記の場合には、たとえば代表者が同一であっても各々の法人の債務は各々の法人が負い、代表者は各法人の債務から切り離されていることから、類似商号の氾濫により一般人が損害を蒙るおそれ大きい。

したがって、一般人にとっても、同一の無限責任組合員が類似した名称の投資事業有限責任組合契約を登記する場合には、当該無限責任組合員を信頼して行動すればよく、当該類似商号登記により不利益を蒙ることはないこと、

が理由である。

実務においては、業務執行者の信用力と責任を明らかにする趣旨から、業務執行者が自らの名を冠して「A投資事業組合一号」「A投資事業組合二号」といった類似名称の組合を複数形成するといった慣行が1982年以来定着し、業務執行者たるAがそれらの組合につき同時並行的に同一の市町村内において投資事業を業務執行している場合が通例である。本法に基づきAが無限責任組合員となって「A投資事業有限責任組合一号」の組合契約を既に登記した市町村において、重ねてAが「A投資事業有限責任組合二号」を組成し登記しようとする場合については「A投資事業有限責任組合一号」

と「A 投資事業有限責任組合二号」は互いに判然区別することができない類似組合名称と解される余地があるが、「A 投資事業有限責任組合一号」の組合契約の登記当事者である無限責任組合員 A は、「A 投資事業有限責任組合二号」の組合契約の登記当事者である無限責任組合員 A と同一人格であり「他人」には該当せず、また、無限責任組合員を信用して行動すれば足りる一般人の利益を害することもないため、本準用条項に抵触しないと解される。

仮に、別異の法体系である法人登記の例（同一の代表者を有する法人の間であっても互いに「他人」に相当するため同市町村内の類似商号登記が禁止される）を前例として、準用された本条の「他人」の意義について本法に適った正確な解釈が行われず、あるいは別異の法体系である法人の例（代表者と法人との間の責任関係は分断ないし限定されている）を前例として一般人の保護に欠けると解釈したりして、上記のような同一無限責任組合員が組成しようとする類似組合名称の組合契約の同市町村内での登記を認めないとする取扱いが生じることは、円滑な投資事業有限責任組合の組成と運用を阻害することにつながり、本法の趣旨を誤るものであることは言うまでもない。

本法が本準用規定において禁止するのは、上記の例において A とは異なる人格である B が無限責任組合員となって「A 投資事業有限責任組合三号」のような類似組合名称の組合契約を同市町村内において登記しようとする場合や、一部の無限責任組合員のみが共通する類似組合名称の他の組合契約の登記がなされようとする場合等である。

以上は、登記実務上混乱が生じることを未然に防止する観点から、本法律案が平成 10 年 3 月 10 日の国会提出までに立案されていった過程において内閣法制局等政府部内において整理された考え方を特に詳細に紹介したものである。本法の登記に関する規定を立案した過程においては、商業上の利便性を考慮して、夫婦財産契約の登記のように不動産登記法を準用する手法は採用せず、商業登記法を準用することとしたが、そもそも契約の登記であること等から、法人の場合における商業登記法の各条項の解釈とは異なる点が当然に存在することに留意すべきである。（この他にも例えば、法人の場合には自然人のみ代表者となることができるが、投資事業有限責任組合は契約法制であるために法人が無限責任組合員となることが可能であるため、法人の例を前例として、組合契約の登記の際に無限責任組合として法人を登記することを認めないという登記実務がなされることも、本法の趣旨に反するものである。）

- ・第 56 条から第 56 条の 3 まで（支店所在地における登記）
- ・第 57 条から第 59 条まで（本店転移の登記）
- ・第 61 条（解散の登記）第 1 項
- ・第 107 条から第 113 条まで（登記の更正及び抹消）
- ・第 114 条（行政手続法の適用除外）
- ・第 114 条の 2（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）
- ・第 114 条の 3（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）
- ・第 114 条の 4、第 115 条（審査請求）
- ・第 116 条から第 118 条まで（審査請求事件の処理）
- ・第 119 条（行政不服審査法の適用除外）
- ・第 120 条（法務省令への委任）

投資事業有限責任組合契約登記規則がこれにあたる。

## 第七章 罰則

第三十四条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に定める登記を怠ったとき。
- 二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

### 【解説】

第1号においては、本組合契約の登記による公示の正確性を期することにより第三者を保護するため、登記当事者たる無限責任組合員又は清算人（第25条第1項）が一定期間内に所定の登記を行わなかった場合の罰則を設けたものである。

また、本組合では、組合員及び債権者に対する情報開示について、第8条第1項で財務諸表等の作成及び主たる事務所への備置、同条第2項で監査の義務付け、同条第3項で組合員及び債権者による書類の閲覧及び謄写について定めている。こうした情報開示の正確性を期することによって組合員及び組合債権者を保護するため、第2号においてこれらの規定に違反した際の罰則を規定したものである。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

### 【解説】

不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一若しくは類似の名称を使用し、または、不正の目的で他人の事業であると誤認させるような名称を使用した者は、本条によって過料に処せられる。登記された組合契約の無限責任組合員の社会的信用を保護するとともに、一般人をして同一ないし類似の組合名称の氾濫による不測の損害を蒙るおそれから保護する趣旨である。(第5条第3項、第33条が準用する商業登記法第27条と同旨)

したがって、同一の無限責任組合員が既存の投資事業有限責任組合(例えば「A投資事業有限責任組合一号」と類似の名称の投資事業有限責任組合「A投資事業有限責任組合二号」)を組成したとしても、本条の対象とするところではない。

## 証券取引法上の投資家保護ルールについて

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～十一 （略）

② 前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一・二 （略）

三 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第二項第二号の契約のうち政令で定めるものに該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）に基づく権利又は組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）若しくは匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）であつて投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものに基づく権利

四 外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

五 （略）

③・④ （略）

⑤ この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

（法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるもの等）

第一条の三の二 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるものは、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第二条第三号に掲げる物品に係る

商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第一項第三号に掲げる商品投資をいう。）により運用することを目的とする同法第二条第二項第二号の契約とする。

2 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約その他内閣府令で定めるものに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とするものであること。

ロ 一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。

ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第一号から第十一号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第一号の契約に該当するものを除く。）のうち、前号ハに掲げる要件に該当するもの

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

（令第一条の三の二第二項第一号の組合契約から除くもの）

第二条の三 令第一条の三の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株券の発行者である会社の役員等（役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は従業員をいい、当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付け（次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）を行うことを約する契約

イ 一定の計画に従って行われるもの

ロ 個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの

ハ 各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないもの

二 前号に掲げるものを除くほか、株券の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付け（次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）を行うことを約する契約

イ 一定の計画に従って行われるもの

ロ 個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの

ハ 各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないもの



- 2 前項第一号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
    - 一 会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。）
    - 二 被支配会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社
  - 3 第一項第二号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
    - 一 株券の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を保有する場合における当該他の会社
    - 二 株券の発行者である会社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社
    - 三 株券の発行者である会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社  
（権利の発行）
- 第八条（略）
- 2（略）
  - 3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
    - 一（略）
    - 二 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利 当該投資事業有限責任組合契約によって成立する組合の無限責任組合員
    - 三 令第一条の三の二第二項第一号に掲げる組合契約に基づく権利 当該組合契約によって成立する組合の業務の執行を委任される組合員
    - 四 令第一条の三の二第二項第二号に掲げる匿名組合契約に基づく権利 当該匿名組合契約における営業者
    - 五 法第二条第二項第四号に掲げる権利 無限責任組合員に類する者
  - 4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
    - 一（略）
    - 二 法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利 当該権利に係る契約の効力が生ずる時

## 【解説】

### 一般的な投資家保護ルールの導入について

平成 16 年 12 月 1 日付の本法の改正に伴い、証券取引法が一部改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、並びにこれに類する民法組合及び匿名組合契約並びに外国の法令に基づく契約に基づく権利を、証券取引法上の有価証券とみなして、同法の諸規定を適用することとされた。

これによって、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等についても、以下のような一般的な投資家保護ルールが導入された。

#### 不公正な取引の禁止

不公正な取引（故意に虚偽の表示を使用して投資家から資金を集めるなど）を行った場合、罰金、課徴金が課される（証券取引法第 157 条以下）。

#### 投資リスクの説明義務

有価証券として金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の対象となり、投資家に対する勧誘を行う場合は元本欠損が生じるおそれがある旨など（投資リスク）を説明する義務が課せられる（金融商品販売法第 3 条）。

この説明義務に違反した場合、元本欠損額が損害額と推定される（金融商品販売法第 5 条）。

#### 公募の場合の投資家保護ルール

投資事業有限責任組合等への出資を公募する場合（適格機関投資家以外の一般投資家を 50 名以上募集する場合など）は、有価証券届出書等を提出するとともに、有価証券報告書等による継続開示を行うことにより、組合の財務内容等の重要情報を開示する（証券取引法第 4 条等）。

#### 投資事業有限責任組合契約に基づく権利の売買などに関する証券業登録

投資事業有限責任組合契約に基づく権利の売買、募集等を業として行う場合は、証券業の登録が必要となる（証券取引法第 28 条）。

ただし、無限責任組合員等の発行者<sup>\*</sup>が、その業務を執行する組合について募集を行う場合は不要となる。

※「**発行者**」には、投資事業有限責任組合であれば無限責任組合員、民

法組合であれば組合の業務の執行を委任される組合員、匿名組合であれば営業者がこれに該当する（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第8条第3項）。

## 投資事業有限責任組合契約に基づく権利について

「**投資事業有限責任組合契約に基づく権利**」とは、投資事業有限責任組合の組合員たる地位（いわゆる出資持分）を指し、無限責任組合員と有限責任組合員の双方を含む。

なお、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の対象となっているものについては、既に商品ファンド法による投資家保護が図られていることから、みなし有価証券とする対象から除外されている（証券取引法第2条第2項第2号、証券取引法施行令第1条の3の2第1項）。

## 民法組合契約及び匿名組合契約に基づく権利について

民法組合契約に基づく権利及び匿名組合契約に基づく権利についても、投資事業有限責任組合契約に基づく権利と同様、組合員たる地位（いわゆる出資持分）を指し、業務執行者、業務執行者でない組合員、営業者及び匿名組合員のすべてを含む。

なお、民法組合契約に基づく権利及び匿名組合契約に基づく権利については、その全てがみなし有価証券とされているのではなく、「投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるもの」に限定されており、政令では具体的に以下のとおり規定されている。

### <民法組合契約に基づく権利について>

次の全ての要件を満たすものに基づく権利のみが、みなし有価証券となる。

- ・ 金銭その他の財産のみをもって出資の目的とするものであること。
- ・ 一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。
- ・ 本法第3条第1項第1号から第11号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

ただし、一定の要件を満たす従業員持株会等については、あくまで従業員等の福利厚生を目的とするものであり、典型的に投資家保護が強く要請されるものではないことから、例外的にみなし有価証券の対象から除外されている（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第2条の3）。

なお、商品ファンド法の対象となっているものについては、投資事業有限責任組合契約に基づく権利の場合と同様、みなし有価証券の対象から除外されている。

#### ＜匿名組合契約に基づく権利について＞

基本的には民法組合契約の場合と同様である。ただし、匿名組合においては金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることが強制されており（商法第 542 条、第 150 条）、また業務の執行は営業者のみが行い、匿名組合員は業務執行を行わないことが予定されていることから（商法第 535 条）、次の要件を満たした場合には、みなし有価証券となる。

- ・ 本法第 3 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

なお、匿名組合契約については、従業員持株会等に用いられている実態がないことから、民法組合契約の場合のような例外は設けられていない。

また、商品ファンド法の対象となっているものについては、投資事業有限責任組合契約に基づく権利の場合と同様、みなし有価証券の対象から除外されている。

### **外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利について**

「**外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利**」とは、海外のリミテッド・パートナーシップなど、外国の法令に基づいて締結される、投資事業有限責任組合契約に類する契約によって成立する団体の構成員たる地位を指す。「**投資事業有限責任組合契約に類するもの**」については、諸外国の法制度に関する要件を画一的に規定することは困難であることから、具体的な内容は政令において規定されてはいない。したがって、具体的な内容は、民法組合契約及び匿名組合契約に基づく権利に関する要件を基礎としつつ、解釈によって個別に確定されることとなる。

## 証券取引法等の一部を改正する法律 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第一条中証券取引法目次の改正規定（「発行者である会社」を「発行者」に改める部分に限る。）、同法第二条第二項第三号の改正規定、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二項、第二十条及び第二十一条第三項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十二条、第二十三条の二並びに第二十三条の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並びに第二十四条の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の説明の改正規定、同法第二十七条の二第一項、第七項第二号及び第八項、第二十七条の三第四項、第二十七条の五、第二十七条の十第一項から第三項まで、第二十七条の十一第一項及び第四項、第二十七条の十二、第二十七条の十三第三項及び第五項並びに第二十七条の十五第二項の改正規定、同法第二章の二第二節の説明の改正規定、同法第二十七条の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第一項及び第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五の二第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「及び第四十四条第一号」を「、第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）、同法第六十五条の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第七百七条の二第一項第二号、第七百七条の三第一項第二号、第七百五十五条第一項第二号、第九百九十四条の六第二項第二号、

第二百条第三号及び第二百五条第一号の改正規定、第二条中外国証券業者法第二条第三号の改正規定、第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小企業等協同組合法第八条第六項第三号の改正規定並びに次条から附則第七条まで並びに附則第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条までの規定 平成十六年十二月一日

四・五 (略)

### 【解説】

平成16年12月1日付の本法の改正は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)に基づいて行われている。証券取引法等の一部を改正する法律の施行日は平成17年4月1日とされているが、本条但書により、本法の改正に関する部分の施行日については、前倒しで平成16年12月1日と定められている。

(新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置)

第二条 平成十六年十二月一日前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始したみなし有価証券（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利をいう。次項において同じ。）に係るこれらの勧誘については、新証券取引法第二章の規定は、適用しない。

2 前項のみなし有価証券で、平成十八年六月一日における所有者の数が五百以上であるものは、同日に新証券取引法第二十四条第一項第三号に該当したものとみなして、新証券取引法第二十一条の二、第二十一条の三、第二十四条から第二十四条の五まで、第二十五条及び第二十六条（これらの規定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

## 【解説】

投資事業有限責任組合契約に基づく権利等が新たにみなし有価証券とされた場合、投資家保護ルールに関する証券取引法等の諸規定が適用されることとなるが、それらの規定は無限責任組合員に対する規制や罰則を含むものであることから、それによる不都合が生じないように所要の経過措置を定めたもの。

なお、本改正前に組成された組合について、引き続き本改正前の法律を適用する旨の経過規定は設けられていないことから、本改正後には当然に改正後の法律が適用されることとなる。したがって、本改正前に組成された組合についても、組合契約の変更を行えば、本改正によって拡充された投資事業の範囲まで事業を営むことができる。

### 第1項(証券取引法第二章の適用に関する経過規定)

本改正前に、既に取得の申込みの勧誘又は売付の申込み若しくは買付けの申込みの勧誘が開始されている投資事業有限責任組合契約に基づく権利等に関する勧誘については、有価証券届出書の提出等の新証券取引法第二章の規定は適用されない。

「**本改正前に、既に取得の申込みの勧誘又は売付の申込み若しくは買付けの申**

**込みの勧誘が開始されている」とは、平成 16 年 12 月 1 日前にファンド（新証券取引法第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる権利をいう。）への投資の勧誘（ファンド組成プロセス）が開始されている場合をいい、その後の一体的・連続的なファンド組成プロセスの中で、平成 16 年 12 月 1 日以後に当該ファンドの契約締結がなされた場合であれば、平成 16 年 12 月 1 日以後に行われた勧誘の人数にかかわらず、当該ファンドの組成には新証券取引法の第二章の規定は適用されないこととなる（ただし、脱法的なケースは除く）。**

## **第 2 項(平成 18 年 6 月 1 日以降の新証券取引法の適用について)**

前項の経過規定によって新証券取引法第二章が適用とならない場合であっても、平成 18 年 6 月 1 日におけるみなし有価証券の所有者の数が 500 以上であるものについては、同日にその募集又は売出しにつき新証券取引法第 4 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文（有価証券届出書の提出等）又は第 23 条の 8 第 1 項本文若しくは第 2 項（発行登録追補書類の提出等）の規定の適用を受けた有価証券とみなして、新証券取引法第 21 条の 2、第 21 条の 3（書類の虚偽記載等に関する損害賠償責任）、第 24 条から第 24 条の 5 まで（有価証券報告書等の提出等）、第 25 条（届出書及び報告書の縦覧）及び第 26 条（届出者等に対する報告の徴取及び検査）の規定（これらの規定に係る罰則等を含む。）が適用されることとなる。新証券取引法第 27 条において、これらの規定を発行者が会社以外の者である場合に準用するケースについても同様である。

これにより、平成 18 年 6 月 1 日に投資事業有限責任組合の組合員の数が 500 以上である場合には、組成時に有価証券届出書を提出していない場合であっても、同日以降は、当該組合の発行者である無限責任組合員が有価証券報告書等による継続開示を行う義務等を負うこととなる。



(不実の届出書等の届出者等に対する賠償請求権に関する経過措置)

第四条 新証券取引法第二十条の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し（旧証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）については、なお従前の例による。

第五条 新証券取引法第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、これらの規定の施行の日以後に提出される新証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類について適用し、同日前に提出された旧証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第十八条 有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

② 前項の規定は、第十三条第一項の目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が有価証券届出書若しくは目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知った時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間、これを行わないときは、消滅する。当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつたときから七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）、これを行わないときも、また、同様とする。

第二十一条の二 第二十五条第一項各号に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載す

べき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類の提出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知っていたときは、この限りでない。

- ② 前項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。
- ③ 前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、当該書類の提出者又は当該提出者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該書類の虚偽記載等に係る記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。
- ④ 第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。
- ⑤ 前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

第二十一条の三 第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十一条の二」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「第二十五条第一項各号に掲げる書類」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

## 【解説】

証券取引法第 18 条は、投資家保護の観点から、有価証券届出書の重要事項について虚偽の記載があり、又は重要事項の記載が欠けている場合等には、届出者は、取得者に対して損害賠償責任を負う旨を規定する。

新証券取引法では、この届出者の損害賠償責任の除斥期間を、取得者が虚偽記載等を知った時から 3 年間（旧証券取引法では 1 年間）、又は届出の効力発生時若しくは目論見書の交付時から 7 年間（旧証券取引法では 5 年間）に伸長している。

この改正に伴い、届出者に遡及的に不利益を及ぼすことのないよう、附則第 4 条において、施行日以前に開始した有価証券の募集又は売出し（旧証券取引法第 4 条第 3 項に規定する有価証券の売出しをいう。）については、なお従前の例によることとしている。

また、平成 16 年 12 月 1 日付の証券取引法の改正により、証券取引法第 21 条の 2 として、有価証券届出書以外の開示書類の重要事項に虚偽記載等がある場合等について、届出者が取得者に対して損害賠償責任を負う旨の規定を新設している。

この規定についても、届出者に遡及的に不利益が及ばないよう、附則第 5 条において、施行日前に提出された開示書類については、なお従前の例によることとしている。

(課徴金に関する経過措置)

- 第十一条 新証券取引法第七十二条第一項及び第二項の規定は施行日以後に提出される同条第一項又は第二項に規定する開示書類に基づく募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項において同じ。）により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、新証券取引法第七十二条第四項及び第五項の規定は施行日以後に開始する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。
- 2 新証券取引法第七十三条の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する違反行為について適用する。
  - 3 新証券取引法第七十四条の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する違反行為について適用する。
  - 4 新証券取引法第七十五条の規定は、施行日以後に行われる新証券取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は新証券取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用する。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第七十二条 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者が、当該開示書類に基づく募集又は売出し（第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。）（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 当該開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等（株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。）である場合にあつては、百分の二）
  - 二 当該開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二）
- ② 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者の役員等

(当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。第五項において同じ。)であつて、当該開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該開示書類の提出に関与した者が、当該開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の二)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- ③ 前二項の「開示書類」とは、第五条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三条の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。)及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。)又は第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。)及びその添付書類をいう。
- ④ 第一項(第一号を除く。)の規定は、重要な事項(第五条第一項各号(第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。)につき虚偽の記載がある目論見書(第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る目論見書に限る。次項において同じ。)を使用した発行者が、当該目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。
- ⑤ 第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第百七十三条 第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計(以下この項において「違反行為」という。)により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
- イ 当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額
- ロ 当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額
- 二 違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
- イ 当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額
- ロ 当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額
- ② 前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。
- ③ 第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。
- ④ 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第七十四条 自己の計算において違反行為（第五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣

は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ 有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2) 当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

② 前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

③ 第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

④ 第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

⑤ 第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行

われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

- ⑥ 第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。
- ⑦ 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。
- ⑧ 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。
- ⑨ 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。
- ⑩ 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。
- ⑪ 一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。
- ⑫ 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。
- ⑬ 有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
- ⑭ 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十五条 第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを



命じなければならない。

一 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

② 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格

にその数量を乗じて得た額

- ③ 前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。
- ④ 第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。
- ⑤ 第一項の「業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百六十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。
- ⑥ 第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百六十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。
- ⑦ 第一項の規定は、第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第百六十三条第一項に規定する上場会社等又は第百六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。）の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。
- ⑧ 第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

## 【解説】

平成 16 年 12 月 1 日付の証券取引法改正により、次に掲げる者に対して、違反行為による経済的利得を基準として、売付け、買付けの額その他の額により算出すべき額の課徴金を納付させる制度が導入された（新証券取引法第 172 条～第 176 条関係）。

- ① 虚偽記載のある開示書類により有価証券の募集等を行った者
- ② 風説を流布し又は偽計を用いて有価証券の売買等を行った者
- ③ 相場を操縦する一連の有価証券の売買等を行った者
- ④ 未公表の重要事実を知りつつ有価証券の売買等を行った会社関係者

この課徴金制度についても、遡及的に不利益が及ばないよう、附則第 11 条において、施行日以後になされた行為についてのみ、課徴金に関する諸規定を適用することとしている。

## 関連法令について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。事項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三 （略）

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

五 民法（昭和二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の遂行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

②～④ （略）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号号）

（法第十一条第一項第四号の政令で定める期間）

第十一条 法第十一条第一項第四号の政令で定める期間は、十年とする。

## 【解説】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）は、銀行業又は保険業を営む会社（以下「金融機関」という。）につき、他業支配を禁ずる観点から、他の国内の会社につきその総株主の議決権の一定割合を保有することを禁じている。

この点、金融機関が、株式を保有する組合の組合員となった場合、組合の共同事業性からすれば、金融機関が組合員となることによる組合を通じた保有であっても銀行等が直接保有することと何ら変わらないこととなるため、独占禁止法による規制の対象となりそうである。

しかしながら、投資事業有限責任組合は、出資先の事業支配を目的とするものではなく、その成長発展を支援することを通じて自らキャピタル・ゲインを得ることを目的としていることから、独占禁止法が禁ずる他社の事業支配の可能性は、通常認められない。したがって、金融機関による株式保有のうち、本組合の組合財産として株式を保有することとなる一定の場合につき、独占禁止法第11条第1項の金融機関の持株比率制限（5%ルール。ただし保険業者の場合は10%。）の適用除外としている（独占禁止法第11条第1項第5号）。（金融機関が無限責任組合員となる場合や、有限責任組合員であっても組合財産として株式を持分として所有するのではない場合については、事業支配性が認められるため、原則どおり株式保有制限を受ける。詳細は下記参照。）

ただし、金融機関が有限責任組合員である場合、原則として5%ルールの適用除外とするものの、無制限に適用除外とすると、真にキャピタル・ゲインを得ることを目的とした当面の期間の株式保有でない場合も含まれてしまうこととなる。そこで、以下の場合には原則どおり持株比率制限の適用を受けるものとしている。

- ① 有限責任組合員が議決権の行使ないし指図ができる場合  
このような場合には金融機関による事業支配性が認められるため。
- ② 政令で定める期間（10年）を超える長期にわたって組合が出資先の株式を保有する場合  
10年という期間については、組合の存続期間として現在最も普及している10年を外形基準とすべきであるとの考え方にに基づき定められたものである。

なお、政令で定める期間（10年）を超えて組合が株式を所有する場合には、独占禁止法の原則に戻り、公正取引委員会が個別に判断して認可することとなる。

また、平成 14 年の改正により、本法の投資事業有限責任組合のみならず、会社に対する投資事業を営むことを約する民法組合についても、投資事業有限責任組合同様の規定が設けられている。

なお、銀行及び保険会社による株式保有については、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（金融システム改革法）において、銀行法及び保険業法が改正され、銀行や保険会社が幅広い子会社を持つことが認められることとなった。これに伴い、銀行法及び保険業法においても銀行グループ及び保険グループを対象とした株式保有制限（銀行グループは会社の発行済株式等の 5%まで、保険グループは 10%まで）が導入された。

この銀行法・保険業法上における株式保有制限についても、独占禁止法における投資事業有限責任組合を通じた株式取得に関する考え方同様、一定の要件を満たす場合には、保有が制限される株式に含まれないこととされている（銀行法施行規則第 1 の 3 第 1 項 2 号、保険業法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 2 号）。

証券取引法等の一部を改正する法律

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「(同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。)」を「であつて中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの」に改める。

第九条の八第六項第一号に次のように加える。

(略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)

第八条 (略)

2～5 (略)

6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの

中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)

第一条 (略)

2 法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、当該投資事業有限責任組合が保有する次に掲げる資産の合計額の当該投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。

一 特定株式会社(中小企業者(法第八条第六項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。))に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するもののうち、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。)の設立に際して取得する株式又は有限会社(中小企業者に該当するものに限る。)

- 以下この項において同じ。)若しくは企業組合の設立に際して取得する持分
- イ 資本の額が五億円以下のもの
  - ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの
  - ハ 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの
  - ニ 前事業年度において次の(1)に掲げる額の(2)に掲げる額に対する割合が百分の三を超えるもの
    - (1) 試験研究費及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第五号に規定する開発費の合計額
    - (2) 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額
  - ホ 設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの
  - 二 特定株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条の十九第一項に規定する新株予約権をいう。)又は有限会社若しくは企業組合の持分
  - 三 特定株式会社の発行する社債若しくは約束手形又は有限会社若しくは企業組合の発行する約束手形
  - 四 中小企業者等(特定株式会社、有限会社、企業組合、協業組合並びに中小企業者に該当する合名会社、合資会社及び個人をいう。以下この項において同じ。)に対する金銭債権
  - 五 中小企業者等を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。)の出資の持分又は信託の受益権(中小企業者等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)
  - 六 工業所有権又は著作権(中小企業者等から取得したものに限る。)

## 【解説】

平成16年12月1日付の改正前は、中小企業等協同組合法において、特定組合以外の投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合のうち、中小未公開企業株式取得等事業のみを行うもの)は企業組合の特定組合員たる資格を有するものとして規定されていた(中小企業等協同組合法第8条第6項第3号)。

これは、本来企業組合は、零細個人事業者や仕事を始めようとする個人が、それぞれの資力と技能等を組合に投入して一つの事業体として事業を行うことにより、その経営の強化・合理化をはかるものであるが、企業組合が個人のみで集まるがゆえに生ずる資本力・設備能力・技術力等の不足を補い、企業組合の機能を強化・活性化するため企業組合の上記趣旨を損なわない範囲で組



合員資格が拡大されたことによる。平成 16 年 4 月 30 日付の改正前の中小企業等投資事業有限責任組合は、その法目的が「中小企業等に対する円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等の促進」であり、企業組合の上記趣旨に合致するものであったといえる。しかしながら、同日付の改正により、投資事業有限責任組合が専ら公開企業への出資を行うことが可能となったため、このような組合については企業組合の上記趣旨に合致するものとはいえなくなったことから、投資事業有限責任組合のうち、特定組合を企業組合の特定組合員となれるものの範囲からすることとした。

その後、平成 16 年 12 月 1 日付の改正により特定組合制度は廃止されたため、これに伴い、企業組合の特定組合員となれる投資事業有限責任組合の範囲については、中小企業等協同組合法施行令第 1 条第 2 項においてその要件を規定することとした。具体的には、中小未公開企業の株式等、同項各号に規定する資産の保有割合が 50%を超える投資事業有限責任組合であれば、企業組合の特定組合員となることができる。

なお、平成 16 年 12 月 1 日の時点で現に企業組合の組合員である投資事業有限責任組合については、経過規定により改正前の中小企業等協同組合法第 8 条の規定が適用される（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 97 号）附則第 13 条）。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

二十二の二 投資事業有限責任組合契約の登記		
(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）		
イ 組合契約の効力の発生の登記	申請件数	一件につき 一万八千円
ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき 九千円
ハ 登記の更正の登記	申請件数	一件につき 六千円
ニ 登記の抹消	申請件数	一件につき 六千円
(二) 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）		
イ (一) イからハまでに掲げる登記	申請件数	一件につき 二千円
ロ 登記の抹消	申請件数	一件につき 二千円
(三) 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）の規定による清算人の登記	申請件数	一件につき 二千円
ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき 千円
ハ 登記の抹消	申請件数	一件につき 千円

## 【解説】

本法においては、組合契約に関する登記の制度を設けているため、当該登記を申請するに際し納付すべき登録免許税の額の規定が必要となる。そこで、登録免許税法において組合契約に関する登記を申請する際の登録免許税額に関する規定が設けられている。

なお、本登記は契約に関する登記であり、法人の設立登記等とはその性質を異にする。そのため、組合契約の登記に係る登録免許税額の規定は従来契約の登記について唯一定められていた「夫婦財産契約の登記」（別表第一第 22 号）の登録免許税についての定めにならい第 22 号の 2 として規定されており、かつ税額も夫婦財産契約の登記と同額とされていた。

しかしながら、平成 17 年の組合税制の見直しに伴い、同年 4 月 1 日付で登録免許税の引き上げが行われている。